

# 警察監獄學會雜誌

版權

所有



第十號  
目錄

## ● 論說

- 清浦警保局長講演大意 (監獄官練習所ニ於テ)
- 獄務顧問フラン、セーパツハ氏演說大意

## ● 雜報

- 内務省訓令第七號廢止の理由
- 巡查帶剣上の注意
- 勅令第二百八號における警視總監の席次
- 請願巡查費地方税の出納となる
- 警部巡查願組の注意
- 獄治の區々を防ぐ一手段
- 内務省令第五號
- 現任警部長及典獄
- 郡長及島司より發布する警察規則に就て
- 警察の會計
- 看守教習の事に就き
- 警察分署
- 會計事務
- 監獄評議委員

## ● 監獄の教誨

○ 監獄の拘禁囚員を制限すべし

## ● 統計

○ 明治廿三年六月末現在囚員

## ● 寄書

○ 別房留置者の減少策

○ 警保權に就て 東京 天狗道人

○ 帝國大學撰科卒業生可兒三隆稿

## ● 雜錄

○ 夜間の巡警には鞭を忌む

○ 徳川時代風内新吉原由緒 (承前)

○ 看守訓練用の材料に擬する試作 (承前) 門外漢稿

## ● 法令註解

○ 法律第八十四號及勅令第二百八號の解 (承前)

○ 巡閱規則註釋 (承前)

## ● 翻譯

○ 普國ハンブルヒ市巡查採用規則

○ 監獄支配英國ハーバート、スヘンサー述

警察監獄學會發兌

## ●別科會員諸君ニ告ク

別科講義錄科目中未々結了ニ至ラサル治罪法。刑法。國法。學速記。法。製圖。學ノ五科目ハ以下四冊ニ分載スヘキ豫定ナリシモ數月間休刊ノ爲メ讀者諸君ニ對シ非常ニ御迷惑相懸候間右補償トシテ四冊分ヲ合冊トシ一時ニ發行可致就テハ右四冊分ノ代價金三十四錢警察監獄學會々員ハ割引二十六錢ノ割ヲ以テ是迄ノ延滞金若クハ前金拂込ノ向ハ該過不足決算ノ上本年十二月十日ヲ期シ前金御拂込相成度萬一右期日迄ニ御送金無之諸君ハ決テ御送本不致ハ勿論各科目結了ノ際ニ付少モ餘分ノ印刷不致候間他日御入用ノ旨被申込候共御需用ニ應シ兼候間必ス十二月十日ヲ期シ有無御一報有之度此段廣告ス

別科講義錄發行人 磯村松元

警察監獄學會雜誌第十一號

論 說

● 清浦警保局長講演大意

(監獄官練習所ニ於テ)

議院ニ於テ党派政權ヲ争ヒ民間ニ於テ議員候補撰舉  
 ナ競フニ汲々タルノ極實事問題ニ付一時公衆ノ歡心  
 ナ買ハントシ痛快ノ言論ヲ恣ニシ動モスレハ責任ノ  
 如何ヲ顧ミサルモノアリ是レ歐洲諸國ノ實歴ニ徴シ  
 テ明ナリ斯ノ如キ場合ニ至テハ勢監獄ノ主義ハ勉メ  
 テ寛仁ヲ主トスルトカ又ハ懲戒主義ヲ取ラスシテ誘  
 導主義ヲ取ルトカ巧ミニ説ヲ構ヘ終ニ少數自カラ爲  
 メニスル所ノ説却テ輿論トナリ監獄大体ノ方針ヲ左  
 右セントスルニ至ル監獄囚徒待遇等ニ就テハ種々ナ  
 ル希望注文モ起ルヘシ然レモ諸君ハ法律命令ノ下ニ

立テ其公義務ヲ果スヘキ人ナレハ法律命令ニシテ變  
 更ナキ限リハ輿論ニ左右セラレテ其方針ヲ扞クヘカ  
 ラサルハ論ヲ待タス假令多少批難ヲ受ルコトアルモ  
 法律命令ニ服従スルノ所爲ハ決シテ他ニ愧ルコトナ  
 シ

我監獄事務ハ國會開設ノ爲メニ如何ナル影響ヲ受ク  
 ヘキヤ其景況如何ハ數年ノ後ヲ期セザレハ今日ニ於  
 テ豫シメ測定シ難シト雖モ必ラス改良進步ノ運ニ向  
 フヘシ何トナレハ國會ハ善良ナルモノニシテ其議員  
 タルモノハ常ニ眼ヲ外國ニ注クヘシ國ノ體面ヲ保ツ  
 コトヲ顧ミルヘシ夫レ其國ノ文明ナルカ野蠻ナルカ  
 ナ知ラント欲セハ先ツ刑法及監獄ヲ觀ヨト云フ如キ  
 モノナレハ監獄ヲ度外視シテ論スルカ如キコトハ萬  
 アル筈ナケレハナリ

歐米諸國ハ近年獄事大ニ改良進步シタルニ拘ハラズ  
 猶進ミテ止マス萬國監獄改良會議ヲ起シ本年ハ之ニ

附隨シテ魯京ニ於テ監獄博覽會ヲ開設セリ蓋シ物ハ足レリト思フノ日ハ既ニ退クノ時ナリ豈ニ滿假シテ可ナランヤ我國ノ監獄ハ頗ル幼稚ナリ幼稚ヨリ成長ニ達スルニハ多少ノ階級ヲ踰ヘ多少ノ辛酸ヲ嘗メサルヘカラス

第一勉メテ外國監獄ノ事情ヲ知ル事

第二内地各府縣ノ事情ヲ知ル事

第三主務省ノ主義ノ在ル所ヲ知ル事

第四氣脈交通ヲ圓滑ニシ割據ノ弊ヲ去ル

第五勉メテ監獄ニ關スル世論ノ如何ニ注意スル事

第六民間有志者ヲシテ意ヲ監獄ニ注カシムルノ法ヲ

執ル事

第七拘置人及囚徒ノ身上ニ付警察官檢察官裁判官ノ

注意ヲ求ムル事

第八監獄會議ヲ起ス事監獄會議ヲ開クニハ宜シク其

門戸ヲ放開シテ洞豁ナラシメ學者事務家事業家教海シク又家屋等ヲ廣大ニ構ルニモ及フマシク詔リ出獄

人ヲシテ其頼ル所ヲ得セシムレハ足レリ保護會社等

ヲ設立スルニハ全ク國庫費ノ支辨トスル能ハス人民

慈惠上ノ事業トスルヨリ外ナシ我國ハ元來君子國ニ

シテ慈仁ノ風ニ富メリ近世事物進化ノ弊トシテ慈善

ノ風稍衰ヘタリ或縣ナトニハ乞食ニ物ヲ與フレハ其

與ヘタル者ヲ罰スルトマテニ規則ヲ立テタル所アリ

身體強健ニシテ乞食ヲ爲ス者ノ如キハ素ヨリ之ニ慈

惠スルニ及ハサルノミナラス某國ニ於テモ之ヲ罰セ

リ然レモ貧困告所ナキ者ノ如キハ慈善家ニ於テ之

ヲ慈惠スル當然ノ事ナリトス授業場保護會社感化院

ノ如キ可成慈善家ヲ誘導シテ設置セサルヘカラス

我國ハ罪囚ノ數頗ル多ク又再犯者ノ數割合ニハ甚多

シ是レ國民中貧困者多ク教育十分ナラス事業未ダ隆

盛ナラサル等ニ原因スト雖モ亦或ハ監獄ノ懲戒方其

宜ヲ得ス又保護會社授業場幼年感化院等ノ設ケ全カ

師醫師等ヲモ參同セシムヘシ  
第九監獄衛生會議ヲ起ス事

我國ノ近況監獄ノ理論ハ大ニ進歩シタルモ理論ノ割

合ニハ監獄ノ實務ハ甚タ不進歩ト云フモ誣言ニアラ

サルヘシ監獄事務ヲ改良スルニ付テハ一人ニテモ監

獄事務ニ通曉スル者ノ社會ニ多數ナランコトヲ要ス

社會ノ人カ監獄ノ何物タルヲ知ラサルヨリ監獄ノ事

ニ付格別其得失ヲ論スル者モナク監獄費ノ如キモ奮

發シテ支出スルナク保護會社等ニ義捐金ヲ爲ス者モ

至テ稀ナリ各地方ニ於テ監獄協會ノ如キモノヲ起シ

地方ニ在ル高等官就中知事裁判官檢察官代言人神官

教職醫師其他名望財產アル者ヲ會員ニ誘引シ監獄ニ

關スル意見ヲ協議スルナトハ最功能アルコトナルヘ

シ  
出獄人保護會社ノ事ニ付テハ曩キニ訓令モアリタリ

保護會社ト申シテ何モ立派ニ規則ヲ設レニモ及フマ

ラサルニ坐スルナキヲ得ゾヤ

英國ニ於テ設置セラル、所ノ夫ノ盛大ナル授業場感

化院(其總數大約二百ナリ)ノ方法ハ其構成整理頗ル

精巧ニシテ且實效多キコトハ近者二十年間ニ英國犯

罪者ノ數逐次減少シタルヲ以テ之ヲ知ルニ足レリ特

ニ其ノ效績ノ彰々タルハグローセスター縣ナリ該縣

ニ於テハ三十年前ニ在リテハ七個所ノ監獄ヲ要シタ

ルモ今日ニ至リテハ唯タ一監獄ナリ且ヤ其前日ニ於

テハ囚徒ノ毎日平均數八百七十八ナリシカ今日ハ其

數一百七十ナリト云フ其效以テ知ルヘシ

日本ニハ國教ト定マリタル宗教ナシ宗教ニハ隨分冷

淡ナル方ナリ教育ヲ受ケサル者ヲ改過遷善セシムル

ニハ宗教ハ最モ效力アルモノトス頑迷ニシテ歸善セ

サル者ニ對シテ刑ヲ執行シ懲治ノ目的ヲ達セント欲

セハ須ラク宗教並ニ道德ヲ以テ漸次之ヲ教導シ遂ニ

迷夢ヲ覺醒シ悔悟ノ念ヲ生セシメサルヘカラス此事

論 說

ハ首トシテ教誨師ノ盡力如何ニ在リテ固ヨリ容易ノ業ニアラス教誨師タル者任亦重シト云フヘシ  
 教誨師ニ對シテ司獄官吏タルモノモ十分尊信ノ體ヲ表スルヲ要ス司獄官吏ニシテ教誨師ヲ輕侮スルノ風アルトキハ囚徒モ亦教誨師ヲ尊信セスシテ結局教誨ヲ無用視スルニ至ル

●獄務顧問演說大意

内務省備獄務顧問フナンセーパツハ氏は華族會館の需めに應じ本月二十二日鹿鳴館に於て獄制上に關する三時間餘の長演說をせり、議論周到にして且つ割切あり、頗ふる當局者の參考に供するに足る、其筆記は成るに従て特に之を本會雜誌に登載するの許可を得たれば、次號には必ず其全文を掲げて讀者諸氏の瀏覽に供するを得へし、今其大體の旨趣ありと云ふを聞き得たれば取り敢へず左よ之を摘録して完全なる演說筆記の成るを俟つ

目的なりとの主義、發見せらるゝに至り監獄も亦た此旨義に據つて改良せざるへからざるの機運に迫れり  
 監獄改良の機漸く熟し、今や歐洲諸國よ於ては各國み競つて斯の事業に熟注し、或は既に略ぼ之を完結したるものあり、其未だ完結せざるものは、銳意勉勵、汲々として其後れを取らざらんことを努むるもの、如し、日本に於ても今や斯の改良の事業に着手せらるゝに至れり故に事業は尙ほ未だ創始なり幼稚ありと謂はざるを得ず、幸にして上みに賢明ある政府あつて大に其力を斯の事業の上に用ゐらるゝありと雖も下も民間有識の士も亦奮つて之を翼賛し着々、進歩改良の實効と東洋、日出つるの天に輝かしむるに至らしめんと外臣某等の切望して止まざる所なり  
 監獄改良の効を奏せしめんとからば先づ獄事の統一を計らざるへからず如何んせし獄事の統一を期すへ

四

獄事の改良せざるへからざることは既に久しき以前に於て往々之を唱道したるものあるを見る、然れとも實際、之れが改良の事業に着手したるは近く前世記の末葉より今世紀の初葉に渡るの間にあり、前世記の下半年期に至るまでの間は、歐洲諸國に於ても、到る所、監獄は尙ほ未だ悲むべく驚くべく、怖るべく、卑むべき暗恒溷濁の狀況たるを免れざりしかり、其當時に於ける行刑即ち刑罰執行の基礎となる所のものは防衛と絶滅と脅嚇との三者に外ならず、刑法も亦た實に此基礎に由つて成立せられたり、されは監獄なるものは唯た一の取締場たるの用を爲さしむるの目的を有したるに過ぎざりしなり

世運漸く開明の域に進み、刑理も亦た従つて大に進歩發達し、刑の目的は獨り防衛し、絶滅し、脅嚇するにあるのみならず、犯罪者を改良感化して終に再び社會有用の一個人たるに復歸せしむること、亦た其きか宜しく其事務を一の中央官衙に於て總括せよ（日本に於ける現制れ如く）宜しく其費用を國庫の負擔とせよ

監獄費を以て悉く國庫の負担たらしむることは或の國情に由り經濟上の關係に於て俄らに之を許さざるの事情あるへしと雖も然るも之を地方税の負擔と爲すとの大體より之を論ずれば決して嚴重ある獄事の劃一を期し其改良を奏せしむるの策に非ざるなり佛國に於ける獄務改良の遅々たる所以のもの亦た實に此にあり美制美法も費用の爲めに阻まれて其實行を見る能はず彼の千八百七十五年六月五日發布の法律の如き（未決囚及び一年以下の短期囚に必ず分房監獄に拘禁すべきと）地方に於て改築若くは新築費の支出を拒絶するか爲めに該法律發布後十二年の久しきを経るも全國の三百八十二を以て數ふる監獄の内に於て之を實行したるもの僅かに十四個の監

論 說

五

獄に過ぎざりき

之れに反し英國に於ては千八百七十七年の法律に據り英國及び威國に於ける凡へての監獄を以て國家の所轄とかし従て國庫の負擔とせずに至りたるより以來獨り獄事の著るべく其面目を更新したるのみならず經費の如きも亦た非常の節減を見るに至れり中央官衙の内に全國の監獄事務を總括する所の局を設け、局長をして總括の任に當らしむべきこと宜しく現制度の如くからしむへし、但し局長に評議委員を附屬せしむるを要す

全國を分つて數部の地方監獄區となし各區に區長即ち典獄總長あるものを置き其區内は於ける總へての監獄事務を総理監督せしむへし但し其監督は中間監督即ち主務省と各典獄との間に介立するものなりとす

全國に劃一ある行刑法を制定するにも亦た必要ありたに入監する囚人に對しては一定の時間必ず之を獨居房に拘禁し最も緊嚴に其刑を執行するを要す、

雜居制の犯罪を消滅するの効あらざるのみからば反つて之を助長播成せしむるの結果を見るに至る犯罪の猶ほ傳染病の如し、之を隔離するに非されり到底撲滅の効を奏する能はざるや明らなり、日本の監獄則に於ける如き所の雜居制は其區分、頗ふる詳密なりと雖も、人心の同しからざること猶ほ其表面の如く、同年齡同罪質同犯數等の中にも尙ほ善惡良否の差別ありて結局、罪惡傳播の弊を杜絶すること能はざるへしと信す、况んや到る所、監獄の構造未だ充分ならず、監獄則要求する所の區分すら、之を實行する能はざるもの多きに於てをや

道義的嚴正の行刑法は分房制を俟つて、之を實行するを得へし改良感化少くも罪惡の傳播を防止するを得るは分房制の獨り之を能くする所あり、如何ある

行刑法の規程は宜しく現行刑法の規程と一致投合せさるへからず、行刑法の中には行刑の旨義方法を明定するを要す

刑は苦痛の物たり又苦痛の物たらざるへからず但し其苦痛は道義の範圍内に於けるの苦痛にして、苦痛即ち犯罪者と改良感化するの手段からざるへからざるなり

完善ある拘禁制は多額の費用を要す然れども不廉反つて是れ廉ある所以にして若し之れに由つて果して刑の目的を達するを得ば其將來に利する所の大あるものあるは論を俟たず

如何なる種類の拘禁制を撰むべきやは最も重要な問題あり、鄙見に據れば分房制及び階級制の何れかを撰擇するを要す、若し出來へくは分房制を採用せられんこと滿腔の冀望ありと雖も事情若し之を許さずんば少くも階級制を實行せざるへからず、則ち新

反對者と雖も分房制に於ける消極的効果(即ち罪惡の傳播を防ぐこと)に對しての一説の否拒すべき所あらざるへし

犯罪者の多くの、其罪を犯す、突如として來るもの非す遡つて其既往の來歴を尋ねれり遠く幼年成育の時代に於て、既に其原因あるを知るへし、幼年者の待遇は最も注意する所あるへからず

短期囚及び初犯の囚人を待遇すること亦た最も深く監察する所なくんあるへからず犯罪の種子は實に此の短期を初犯の囚人にあり、之を嫩芽に蒔らすんは終に斧鉞を用ふるに至る慎戒せざるへけんや

囚人を最も確實に檢束するの一事は最も先きに且つ最も急に研究すべき要義なりと云ふへし如何せば能く此目的を達するを得べき、曰く其構造を堅牢ならしめざるへりらず、獄務諸般の事、完全なる構造を俟つて始めて其粲然たる美觀を呈するを得へし

此他、尙は懲戒、工業、衛生、教誨、懲治人等の事項に渉るものありと雖も紙數限りあるを以て之を畧す

雜 報

●内務省訓令第七號廢止の理由

を聞くに抑々此訓令は明治十九年の六月あ於て發令せられその内にハ街路取締規則乗合馬車取締規則營業人力車取締規則宿屋取締規則の四標準を掲げられ各地方に於ては此標準を基礎として専ら各取締規則を編成するとなれり故に十九年の夏秋の交に於て續々其規則を草案し以て内務省の認可を請ひその裁可を得て之を實施せりその各地方遺漏なく實施に至りしは實に兩三年以來にして緩急前後の差ありしと雖大抵今は實施の景況の分明に知了し其行爲の上にも就ても略目的を達し得たるの形勢を顯せり而し條項は之を改正削除しその他は今日の儘之を行ひしむる精神にして標準を廢止されたりとて自由勝手ある取締規則を制定し若くは規則を廢止するの旨趣にあつらざるなりといふ

●巡查帶劔上の注意

帶劔の心得は曾て其筋より合違あり巡查諸氏に於ては既に之を了知せらるゝ所かれども平常巡行の際劔柄を後にし鞘を前にし且左手鞘を握るものありかく柄を後にするの固く禁する所又してその釣革を前一寸五分後七寸五分とせられたるものハ畢竟其柄を常に前にするの旨趣なり劔制の定まらざる時に於ては刀柄を背にして巡行するの風ありて爲めに突然背後より其刀を抜かれ敵に兇器を貸して不覺を取りし事ハ一二回に止まらず此劔制を定められたるとき斯く釣革を短かくせられたるハ背後より採取らるゝとを豫防するよりありしかり然ると此旨趣も辨へす且体裁

て退て標準の各條項を審査せり或ハ周密に過ぎ或は干渉に流れ若くハ寧ろ峻嚴苛酷にはあらずさるべきやの感を懐かしむるものなきにあらず尤も之を都會繁華の地に行ふにハ少も差支なきも偏僻荒路に行ふにハ堪へ得ざる程の條項もありしか各地方に於てハ銳意實施を謀られたるより今日に於てハ殆ど畫一の方向に進行し何れの地方に至るも甚しき差違を見ざる迄ハ周到せり洵れハ中央官衙より干渉に似たる標準杯を示さずとも最早此四箇の取締に於ては退縮すると多く益整頓して充分に行届くものと見做し斷然此標準を廢止するにハ至りしかり其廢止ハ客月盡日内務省訓令第十四號あり斯く標準ハ廢止せられたれども此規則を無要としたる譯でハかく要する所は繁文を省き干渉を避け各地方をして其好む所を行ひしむるに在り然れども今後各地方に於て執るべき方針ハ尙は従前の取締規則に依違し其内甚しき不都合なるも宜しき方にはあらずさるハ殊更ハ釣革を捻ぢ交へて其柄を背後にし鞘をさへ手にして他の抜くを便ならしむるか如き体度を爲して顧みるとさきは實に歎かはしき次第なり之れハ監督の任に在るの諸氏は宜しく戒心を與へられて然るへしと思考す

●勅令第二百八號に於ける警視總監の席次

警視總監は内務大臣監督の下に直隸し府縣知事の上席を占むるは皆人の知る所にして法律命令にも常に警視總監を上置き然るに本年九月十八日に發布されたる勅令第二百八號には之を倒置し地方長官及警視總監とあり斯く倒記せられたる故ハ或はその席次を顛倒されたるにはあらずやとの疑を起す人もあるへし併しなから是れは唯該勅令に限れる席次とし決して一般の席次を變換されたるにはあらず矢張従前の通警視總監府縣知事として其席次に違ひあるとさし此顛倒を起したるものは勅旨に省令府縣令及

警察令とあるを以て斯くの變更を爲すに至りしには  
あらざるか

●請願巡査費地方税の出納とある

内務省は本年十月二十三日訓令第三十八號を以て銀  
行又は諸會社其他より請願を依り配置する巡査は地  
方税支辨の巡査を以て之に充て其費用は請願者より  
徴收して地方税雜收入に入れ更に警察費を支出する  
とを令せり抑々請願巡査の制を置られたるは明治十  
四年の四月にして内務省乙の二十二號達より由れりこ  
の達の主旨は地方税支辨巡査の外に請願に係る巡査  
を特に採用し其費用は一切請願者の辨給する所にし  
て一般の警察費と其仕拂を異にし帳簿仕上げも全く  
之を別にするの定めありし然るにその後給助例出で  
巡査に與ふる恩給金の出途は就き請願巡査の分は如  
何にすへきやと實にその筋の人々を難ましたり今府  
縣會の決議を擧て請願者より相當の額を定めて徴收

し之を地方税雜收入として一旦編入し然る後更に警  
察費として雜收入より支出するの順序とありしを以  
て殊更に請願の爲めに採用したる巡査にあらず一般  
の巡査を配置しあると毫も差違あるとなくその俸給  
被服も總て警察費より支出するを以て帳簿仕上げを  
別にするの煩なく給助資金を別途に仰くの心配も亦  
く轉所交替共に便利にして舊來の如く請願配置の巡  
査として人を限るともなく官民共に好都合を得るに  
至れり唯惟しむ簡程に便宜なる仕方とあるとを何故  
今日迄數年の間此發令を猶豫せしむ蓋此説は既に數  
年前に端緒を啓きたるも事情ありて行はれず荏苒數  
年を送り百故千障逼迫し來り竟に茲に至りしにはあ  
らざるや未だ知るへからざるなり

●警部巡査願紐の注意

に垂れ緊收せざるに故に歩行する度にフタ、と鞞  
をを試むるあり誠に不体裁なる觀あり又巡査にして  
巡行のとき此フタ、を見るにあり此帽は頂蓋甚淺  
ふして願紐を以て之を緊收するにあらざれば激進急  
走の場合には忽ち脱落す緩歩の場合も風を爲め  
に吹き墜さるゝとふきにあらす宜して之を緊收して  
体裁と嚴肅とを保つとに注意せらるへきを希望す

制帽の願紐を緊收すへきとは嘗て之を論したるとあ  
り近來新制帽を冠りたる警部諸君よして願紐を願下  
の任に當らしめらるゝも専ら獄治の整理と行刑の齊  
一を期せらるゝに外ならざるべし近來獄治の大に改  
良進歩し各地の所遇稍々一定に歸して大なる懸隔な  
さに至りたるは監獄改良の時運成熟し主として主治  
者の之を改良に熱心し孜々勿々進んで怠らざるゝ基  
くあるへしと雖も間接には監獄巡閱てふもの大に  
刺撃を與へ改良に着手するの機會を與へたるの効能  
少うらざるへきなり於是乎獄治の改良を圖るには實  
地巡閱の必要あるを知るに足る而して全國獄治の齊  
一を圖らんには先づ一府縣内本支署間の扱異同な  
からしめざるへからす若し一府縣内甲乙間に異同あ  
るときは獨り識者諷笑を免かれざるのみならず全國  
獄治の齊一に到底望むへからすして獄治の改良上一  
大妨碍を與ふるものとす宜しく先づ此妨碍を免除せ  
ざるへからざるあり此妨碍を免除するに巡閱にあり  
故に一管内の各監獄の典獄諸氏屢々之を巡閱し以て

●獄治の區々を防ぐ一手段

獄治の區々に涉るは因情に影響すること掛からず之  
を例せば甲所の監獄を経て乙所の監獄に入る者は甲  
所の扱を口に藉り之を援引して乙所の所遇を非難し  
不平の極は終に同因と煽動し吏員に抵抗し愈々自暴  
自棄の心を増長し或は獄則を犯し或は逃走を圖り或  
は反獄を企るに至り適々以て獄治の障碍困難を致す  
のみ司獄の任に在る者察せずんはあるへからす内務  
省參事官を以て監獄巡閱官に充て時々全國監獄巡閱



獄務の整理を圖り能く行刑の目的を過まらざらしむるを要す是れ即ち獄治の齊一を圖るの基かれは屢々巡閱の勞を取られんことを敢て典獄諸君に望むこと爾り

●内務省令第五號

重罪控訴人の費用及其裁判確定執行地等に係る規定は近々發令せらるべき旨傳聞の儘前號に於て掲載し置きたりしか果して去る十月三十一日内務省令第五號を以て之れが規定を發布せられたり該省令に據れば重罪の控訴人及上告に由り他の裁判所に移すの言渡ありたる者の拘禁中及其裁判確定後に係る費用は總て従前の輕罪控訴人に於ける費用支辨方と同一に最前裁判言渡ありたる地方の監獄費を以て支辨し其費額は一人一日金貳拾錢と定められたり是に由て之を觀れば一度控訴したる者は其裁判言渡確定後と雖も尙ほ之を原裁判言渡ありたる地方へ送還せざるを

上告を爲すことを得ず獨り管轄違又は公訴受理すへからざる申立を爲し裁判所に於て之を却下したる場合に限り之を爲し得るのみ他の地方裁判所又ハ控訴院の第二審に於て爲したる本案の判決に對するにあらざれり之を爲すを得ざるものと規定せられたるを以て先づ控訴し而後始めて上告するの順序となりたるに由り旁以て上告者の費用支辨方を控訴人と同一にせられたるあるへし又輕罪控訴人の一日一人の費金二十錢は從來多額なりとの異論あるにも拘りらず今回更に復た一日一人金二十錢と定められたり是れ他亦し此金二十錢を一人一日の衣食費に對比せば成る程過剩あるを見るも之に吏員の俸給監房工場の建築修繕費等を積算せし決して過剰を見ざるに因る已に主務省に於ても之が改正を爲さんかため各控訴院所在地の監獄に要する一四一日の費額を調査せられたるに衣食費を始めとし吏員の俸給監房工場等の

以て正則とせられたり蓋し之を送還するときは徒らに押送日數を費し其間刑の執行を爲す能はざるのみならず途上逃走を爲すの危険もあり又空しく押送費を要し全体の經濟上より論するも甚だ得策と認められず彼是の利害得喪を稽查調査せられて斯くは定められたる次第なるへし而して上告者に係る費用支辨方を控訴人に於ける者と同一にせられたるは今回省令にて始めて産れ出てたるものにして稍々耳新しく聞ゆれど上告者にして他の裁判所に移され其移送地ハ拘禁する上は其名こそ異かれ其實は控訴人と更に異なる所なし何とかれは之を受くるの監獄所在地は犯罪地にもあらず又逮捕地にもあらず所謂縁も由かりもなき者を引受くるに當れり之れか費用を控訴人の如く原裁判言渡ありたる地方の負擔に歸せしめらるゝは自然の道理なればなり且つ刑事訴訟法に據れば従前の如く地方裁判所の第一審に對して直ち

建築修繕費等を積算せば實際一日一人金二十錢内外を要し之を減すること能はざるに由り従前の儘一日一人金二十錢とせられたる由思ふに一日一人金二十錢にては多額なりと云ふり只衣食費に對照し其費額を割當るに因るからん若し之に吏員の俸給監房工場の建築修繕費等を積算したらんには多額なりとの異論ハ決して生ぜざるべきなり尤但書を以て裁判確定後の汽車又は汽船に依り最も押送に便なる地方に在つては其地方廳の請求に依り原府縣へ送還し得るの例外を設けられたり此は大なる便法と云ふへし若し重罪控訴人及他の裁判所に移すの言渡ありたる上告者を従前輕罪控訴人に於けるか如く悉皆之を受けたる控訴院又は裁判所々在地に拘禁するとせり該地方には徒らに囚員の増加を來し爲めに監房を建増し及吏員の増加を爲さるへからざるに至り監獄管理上より宜しきを制する能はざるの恐れあり彼此の便宜を

斟酌せられ斯くは定められたるあり而して瀛車又は瀛船あての押送は逃走を媒助する危険少なく且押送中に餘分の日數を徒費することなくして刑の執行を空ふするの憂もなければ此送還法を設けられたるの双方の一大利便を與へられたるなり獨り此送還の都合に當り其護送官吏は警察遞傳に依り巡查を以て之に充てしむるか又ハ看守を以て護送せしむるかの點に就ては聊か疑なき能はさるも吾人の見る所にてハ瀛車の如き途中又於て上下し得るものは不便あるにせよ警察遞傳法に依り得るも瀛船に至ては途中囚人の授受を爲す能はず必ず甲港より乙港迄ハ同一の官吏にて之を護送せざるへからされハ警察遞傳法に依る能はさるなり且必ず巡查を以て護送せしむるものとせば控訴院所在地には爲めに巡查の欠乏を告げ増員を要するに至るへし又遞傳法には瀛車又は瀛船

ければ必ずしも警察遞傳法に據るべきものとも認め難し左すれハ巡查を以て護送せしむるも看守を以てするも一に囚人を送還する地方の便宜に任されたるものと見て可ならん然り而して但書ハ裁判確定後の囚人は原地方廳の請求に依り送還することを得とあるに依り必ず送還するにも及はさるへし護送吏員不足し護送せしむること能はさる等の場合にハ假令へ原地方廳より送還方の請求あるも之に應せざるも妨げなかるへきなり尤此場合には双方協議の上請求地方廳より看守を派出し囚人を受取り歸らしむるの便宜を行ふも敢て妨げなき事と信するあり

●現任警部長及典獄

昨十月の十一日に地方官々制の改正を公布せらるゝや従前の判任典獄ハ消滅して奏任四等以下の高等官となれり是と同時に警部長も典獄もその任地に依り俸給額に差異を生ぜり即ち二府關港場及師團のある

縣は警部長の年俸を千四百圓(大坂府には特に三百圓を増給することを得)典獄の年俸を八百圓とし其他の縣は警部長の年俸を千百圓典獄の年俸を六百圓とせられたりその高級の年俸を受くる府縣を掲ぐれば左の如し

- 京都府 大坂府 神奈川縣 兵庫縣 長崎縣 新潟縣 愛知縣 宮城縣 廣島縣 熊本縣

右の二府八縣の外は都て下級の年俸を受くるものとす(尤も東京は警視廳官制の別制たるを以て此に關係なし故に一府を除く)而して改正官制の公布に引續き本月廿五日までに警部長並典獄の轉任若くは新任せられたる甚多し因て茲ハ府縣別に依り現任警部長及典獄の姓名を掲出す典獄は今尙不欠員あり後日就任あらは之を報道することを怠らざるへし

- 京都府 警部長 山下秀實 典獄 小野勝彬

- 大坂府 警部長 高崎親章 典獄 前田素志
- 神奈川縣 警部長 高橋仲次 典獄 小泉保直
- 兵庫縣 警部長 野間口兼一 典獄 下見重慎
- 長崎縣 警部長 眞崎秀郡 典獄 松本美凱
- 新潟縣 警部長 宮内愛亮 典獄 小林三郎
- 崎玉縣 警部長 有田義資 典獄 山室元吉
- 群馬縣 警部長 雨宮克 典獄 福原三篁
- 千葉縣 警部長 渡邊珪介 典獄 福原元資
- 茨城縣 警部長 和田勇 典獄 ○
- 朽木縣 警部長 田中貴道 典獄 若山茂雄
- 奈良縣 警部長 河西安人 典獄 宮地良
- 三重縣 警部長 門岡千別 典獄 新妻駒五郎
- 愛知縣 警部長 吉田弘藏 典獄 村井高正
- 静岡縣 警部長 相原安次郎 典獄 ○
- 山梨縣 警部長 森尾茂助 典獄 井上眞平
- 滋賀縣 警部長 齋藤秋夫 典獄 佃宣正

岐阜縣 警部長 丸山重俊 典獄 ○  
 長野縣 警部長 山田吉雄 典獄 櫻井高尙  
 福島縣 警部長 岩下敬藏 典獄 林 恣  
 宮城縣 警部長 管井誠美 典獄 中村 中  
 岩手縣 警部長 久保誠之 典獄 本多 保  
 青森縣 警部長 増永洋吉 典獄 石川慶吾  
 秋田縣 警部長 大野右仲 典獄 白上俊一  
 山形縣 警部長 田 野 熾 典獄 下山貫雄  
 石川縣 警部長 税所篤一 典獄 ○  
 富山縣 警部長 鈴木定直 典獄 千々岩英一  
 福井縣 警部長 西 長 利 典獄 荻 原 縫  
 鳥取縣 警部長 入佐清靜 典獄 黒澤有益  
 岡山縣 警部長 龍岡信熊 典獄 松井良哉  
 廣島縣 警部長 財 部 堯 典獄 島村安度  
 山口縣 警部長 後藤松吉郎 典獄 岡野正輝

和歌山縣 警部長 山中幸義 典獄 濱田時郎  
 徳島縣 警部長 櫻井義起 典獄 千石 學  
 香川縣 警部長 寺田祐之 典獄 田中義達  
 高知縣 警部長 古垣兼成 典獄 永 松 傳  
 愛媛縣 警部長 池 永 端 典獄 野田直幹  
 福岡縣 警部長 中原尙雄 典獄 ○  
 大分縣 警部長 師 岡 毅 典獄 出 事  
 佐賀縣 警部長 田中坤六 典獄 藤澤正啓  
 熊本縣 警部長 安樂兼道 典獄 ○  
 宮崎縣 警部長 小林南八 典獄 河俣政幹  
 鹿兒島縣 警部長 久保村活三 典獄 上村慶吉  
 沖繩縣 警部長 小松川隆 典獄 ○  
 ● 郡長及島司より發布する警察規則に就て  
 地方官制第四十九條第五十七條に據れば郡長島司は  
 法律命令若くは知事より委任せられたる事件に付警  
 察規則を發すると得又た警察規則にして知事及内

務大臣主務大臣に於て公益を害し成規に違ひ又は權  
 限を犯すものありと認むるときは之を取消し又は中  
 止するとあるへし(第五十條)と規定されしを以て此  
 警察規則とは如何なるものを指稱するやとは一般の  
 問題あるの如し然るに此警察規則發布權を郡長島司  
 に委任する所のものは極めて狹隘なる範圍内に限ら  
 れたる事物たるは疑もなき事實なりとす何となれば  
 其管轄地方長官に於て一般に必要な條項の之を府  
 縣令として發布すべきものにして取締を要する事柄  
 は大府縣令に網羅せられ居る所なれば知事にして  
 委任すべし事は殆ど取締規則とする程の價値なきも  
 の多きに居るとならん斯く云ふときは此委任に依り  
 の文字に重きを置き警察規則を發すといふ數文字は  
 甚輕きか如し何とされは警察規則を發し得るの職權  
 は之を勅令に依り得たれども知事の委任なければ此  
 職權を行ふの機なく其機かければ竟に發布するを得

さる也浩れば有名無實の職權なるり如し然ども此條  
 項は決してさある無益の規定にあらざりて後目に  
 至り必要の生ずる事柄の存するものあり今は一段階  
 を形造るに過ぎず獨國の制度に依れば地方の警察署  
 長皆郡長之を掌る則ち警察權は郡長の手にあるとに  
 規定せり本邦又は警察權と行政權には判然分別あり  
 て互に相關涉せず又相兼攝するを許さざるの慣例あ  
 りし今警察規則を郡長島司に於て發布するを得せし  
 めたるは稍獨國の制度を摸倣するに近寄りしにはあ  
 らざる歟それれどもあれ郡長は於て發布する規則は  
 如何ある種類あるかと推考するに地方に依りて各殊  
 情あり固より千狀万態其種類も甚夥多あるとならん  
 故に之を憶想するも中々考及し能はず併しその心付  
 きしもの二三を茲に掲ぐるも敢て無益とあらざるへ  
 しと思考し杜選を願みず掲出すると左の如し  
 一 道路橋梁及道路に沿ふたる溝渠の清潔修理と關

する事項  
 一家屋建築に關し危険を防制し秩序を保つ等の事項  
 一 水災消防に關する事項  
 一 衛生に關する事項

一 墓地火葬場に關する事項  
 一 威銃除害銃に關する事項  
 一 風俗に關する事項  
 一行旅病人に關する事項

右列記の如き種類に属する事項にして特に一郡一島限り施行を要するものは知事の委任に依り警察規則として之を發布するを得へし又規則に制裁を付するを得るや否は疑義の一にして未だ確定したる例も聞かす然とも理を推し例を敲くに刑法の違警罪に在るもの、外は無制裁たるや論を待たすどす何となれば郡長島司より未だ何等の委任なければなり若し夫れ署に於てせざるへからず若し其署に於て之を爲さざるべき第四課より吏員を派出せしむるにあらざれば處辯するを得ざるへし故に署の會計事務は従前の通り之を取扱ふなり唯るの送金の請求又は決算の報告といふの如きものを警察本部へ向て爲せしを是よりは直に第四課に向て之を爲すと、かましまてあり

●看守教習の事に就き

看守教習の事ハ愈々發令せられたり其趣旨のある所は其筋に就て傳承し已に前號に於て當局者諸君の御注意までに婆心ながら之を陳へれきたりしが教習規則標準なるものを見るに果して節儉主義を取り巡查教習所の轍を履むべきものにあらざることを確認することろあれ彼の巡查教習規則を閱するに其第一條に巡查教習所は云々と教習所を設くべき意を明らし其第二條にて之を設置する場所を指定し教習所たるものを特設すべきことを明示す又其第五條にて定

郡長島司に於て發布する警察規則にして制裁を必要とする場合生ずるときハ勅令を以て特別の委任を命ぜらるへし故に若し此特別の委任を待たず制裁を付するに於ては第五十條に據り之を取消さるゝや疑なし

●警察署の會計

警察部にハ會計の事務なかりたることは既に人々の了知する所なれとも警察署分署に於ける會計事務ハ如何ありしや隨分疑を抱く人もあるへし警察部は會計事務を失ふたれとも決して其餘波を警察署分署に受くる筈なきありといふハ警察部は地方廳内ハ在りて都ての會計に關する事柄は第四課より處辨し得るを以て格別に警察部限りの會計を必要とする理もあきとなから警察署及分署に於ては其署に属する會計の必要ありて之を失はずと能はざるなり乃ち俸給物品修繕雜給悉く會計事務にして之れハ整理ハ皆其期間練習を經たる者にあらざれば實務に從事せしむ

へからざることを掲げ以て新募巡查は巡查の定員外に置くべきものなることを指示す又其第七條を以て授業時間を一日七時間より下るへからざること又決定し一に授業にのみ從事せしむるものあることを明かす看守教習規則ハ此等の條文なり否之を除かれたるあり若し看守教習規則も巡查教習規則の如く教習所の文字を掲げあるときは必ず教習所を設くる爲めに不急の土木を起すに至る恐あり之を避けんが爲めに教習所の文字を除かれたるあり又練習期間ハ實務に従事せしむへからずと云ふが如き條文を除かれたるは巡查と違ひ看守は一ヶ所一構内に於て執務するものあれば常に教官又は先任看守の指導を受くるを得又輕易の事にて一度教授を得指導を受くる及ばざる事務には之を使用するの道を存する爲めなり其授業時間を巡查に於けるが如く限定せられざ

るも蓋し實務に従事する上に障礙を與ふることなりらしめんとの趣旨あるに因るあり上文の如き事由ある義なれば外貌を虚飾することを勤めず専ら節用を主とするこそ本旨あり故に教習所には監獄の建物の内を充用すること、し合宿所の設けなき所にては殊更建設するにも及ぶまじ其自宅より日勤せしむること、するも更に妨げなきこと、思考す又新募看守は定員内に加へ特ふ教習看守として餘分に冗員を置く趣旨を承らす其邊に就ては已に了得せらるゝこと、と思考すれども尙ほ當局者諸君の御注意迄は老婆心を添ふ

●警察分署

今度改正せられたる地方官々制に據れば二箇の分署と唱ふるものを生せりその一は直税間税分署にして他の一は警察分署なり斯く分署を生せしゆへ場處により二箇の分署を同地に置くことありて是迄の如く單

●會計事務

本年勅令第二百二十五號を以て地方官々制を改正せられ會計又關する事項の總て内務部第四課の主管に属せらるる是に於て乎警察部中の主計課は直ちに廢止すること、かり監獄署に於ける會計事務も亦第四課へ移さるるを得ざること、かれり故に監獄署に會計課の名稱を存置するは勿論何等の名稱を用ゆるも會計に關する事項を取扱ふ爲めに特に課掛を設置するは官制の許さざる所あり然れども監獄の會計は警察の會計とは違ひ日々の出納頻繁煩雜なれば之を擧げて内務部第四課に移すは實際上如何之れあるべきやとの懸念なきにあらざれとも官制の規定する所如何ともするあし且之を第四課に移せば監獄署に於ては従前より取扱ひ來りたる豫算決算及雜收入金其他金錢出納等に關する煩雜なる事務を省略し得此等大体の會計事務を第四課に移す上に於ては當ふ不便を感

に分署とのみ偏稱するときは何れの分署なるや蒼卒の際或ハ紛雜を生ずるの恐ありとの説を爲すものあり成程一寸聞けば紛らはしき様なれども決して斯くの如き恐はあらざるべきなりなせなれば大体地方にて唱ふる所の慣習は警察署分署の差なく一般に警察とのみ唱へてその本分署の區分を爲すもの甚少なく又其稱呼上のみならず之を文書に認むるときハ必ず何警察署何分署と記するゆえ直税間税分署と紛れる氣遣はなかるへし尤も或場合に於て警察署を冠するとなき單に分署のみを稱する場合に於ては何警察分署と記するときは愈々紛れあるとなかるべきなり又或は分署の門標を改めて何警察署何警察分署と爲さんと欲するものあり收税の分署との紛雜を豫防せんと欲するに在れども开は大早計にして頗る杞憂に属すと評せんのみ他日實地に紛雜を生せし事ありしとさ初めて之を議して可なり

せざるのとならず大ハ手數と吏員とを減するを得其減し得たる餘地は之を行刑の本務に換用し自然力を之に専用し得るに至るの實益あるへしと信するなり就ては監獄署に於ては會計事務を第四課に移すを以て己の權限を剝かれたるか如き感覺を抱き物惜みして少しにても監獄事務を引入れんとすることなく速かに第四課に移して如此煩雜なる事務に交渉することを避け専ら力を行刑の本務に盡して一に獄治の改良を圖られんことを望ましかれ尤工業の物品用度の如き日常之を取扱はされは差支へるものあるへし此等の事務の便宜主任を定めて之を取扱はしむることにするは敢て妨げなき事と信認す

●監獄評議委員

監獄の建築囚人の作業等を審議する爲め内務省に於て監獄評議委員なるものを設けられ其委員長には警保局長之に當り委員には縣治局長警保局長内務省

參事官二人技師四人(二人は建築二人は衛生)司法省參事官裁判官檢察官の内二人法學士二人を以て之に充て事實問題に就ての臨時に實際家を參坐せしめらるゝこともある由又右委員は近日内に夫々任命又は囑托せらるゝと聞く

●監獄の教誨

教誨師は改正官制に依り判任官の待遇を受くることゝなり其地位を進められたり蓋し教誨の獄治中の一大要務にして最も等閑視すべきものゝあらざるに因る然るに從來教誨はお儀式よ止り更に重きを之に置らうす甚たしきに至ては之を無用の長物視し誨師あるものを誨置かざる所ありき是を獄事を解せざるの最も甚たしきものなり己に教誨師の定員は内務大臣の認可を経へきことに地方官々制に明記せられたるを以て各監獄には少くも一人以上を設置することお相成へしとは信して疑とざるも之を設置すると同時に

教誨は監獄則施行細則第九十三條に免役日又は日曜日又は罷役後又は休役間とある又の字に拘泥することなく日一回は必ず欠ることにせられたし

●監獄の拘禁囚員を制限すへし

我々獄制も日に進歩し歐米文明國本行の所の個人的待遇主義をも行ふべき時宜に到達せり好し遞かに之を行ふ能はざるも早晚之を行はざるを得ざるへし又之を行はん敷一監獄に一千人も二千人も拘禁しありての個人的待遇の行ひるべき等をし先づ各監獄の拘禁囚員を制限するを要するなり又此制限を附すれば何事を爲すにも利便あり監獄學者の唱導する所に據れば一監獄に五百人を超過すへからすと云ふ然れども我が邦にて遞るお此員數に制限せば幾多の監獄を増設せざるを得ざるに至るへし斯くては經濟上にも關係を及ぼすと大なれば漸次此に及ぼし先づ刑事被告人を併せて千人に制限し二千人と云ふ

の如き大數を拘禁するの監獄は管理の道立たず行刑の目的を達すること能はざるに付之を二箇又の三箇に分離して個人的待遇を爲すに便ならしめ又今後二三千人をも拘禁せんとする監獄を新築せんとする場合あるときは主務者お於て之を制止し將來の不利益

とからざる計畫に改めしめ漸次歩を進めて退くことなく遂に目的を達することにせられたし大坂府堀川監獄の管理に困難かりと云ふことお常に稱聞する所あり是れ大監獄の獄制改良上は不得策なる的例あり希くは再び如此悔ひを遺さへらんことを

統計

明治廿三年七月々末現在囚員

廳名	七六月	囚人	刑事被告人	懲治人	別房留置人	携帶乳兒	合計
警視		三、〇四七	六五	四三	二三五	九二	四、〇〇〇
東京府		三、二〇〇	六五	四三	二三五	九二	四、〇〇〇
小笠原島		三、三	六五	四三	二三五	九二	四、〇〇〇
樺戶集治監		二、三四七	六五	四三	二三五	九二	二、三四七
空知集治監		二、三六六	六五	四三	二三五	九二	二、三六六
北		三、一〇六	六五	四三	二三五	九二	三、一〇六
海		三、〇九四	六五	四三	二三五	九二	三、〇九四
釧路集治監		一、一〇五	六五	四三	二三五	九二	一、一〇五
統計		一、一〇四	六五	四三	二三五	九二	一、一〇四



統計

但沖繩縣ハ五月ノ現員ヲ載ス

大分	佐賀	熊本	熊本	宮崎	鹿兒島	沖繩	東京集治監	宮城集治監	三池集治監	兵庫假留監	總計
一、〇一九	四九五	四四七	九二〇	八七七	五七	四九五	五六一	一、五六一	一、五五〇	一、四七	五、三六一
二二四	七九	七九	一五七	一五七	六四	六四	九一	九一	二〇	二〇	八、六七二
二二四	七九	七九	一五七	一五七	六四	六四	九一	九一	二〇	二〇	八、九三三
二二四	七九	七九	一五七	一五七	六四	六四	九一	九一	二〇	二〇	二、七
二二四	七九	七九	一五七	一五七	六四	六四	九一	九一	二〇	二〇	九、九三
二二四	七九	七九	一五七	一五七	六四	六四	九一	九一	二〇	二〇	三、四三
二二四	七九	七九	一五七	一五七	六四	六四	九一	九一	二〇	二〇	六、八三七
二二四	七九	七九	一五七	一五七	六四	六四	九一	九一	二〇	二〇	六、九四六

二十七

福岡	高知	愛媛	香川	徳島	和歌山	山口	廣島	岡山	鳥根	鳥取	富山	石川	福井
二、二七〇	一、一五七	一、〇八三	二、二九七	一、三二五	一、三二九	九八六	一、〇三三	一、八八三	一、七八七	一、八八九	一、〇八〇	一、〇八〇	一、〇八〇
三三六	二〇六	一八五	一九六	一九九	二八	二四	二〇	二五	二五	二五	二四	二四	二五
三三六	二〇六	一八五	一九六	一九九	二八	二四	二〇	二五	二五	二五	二四	二四	二五
三三六	二〇六	一八五	一九六	一九九	二八	二四	二〇	二五	二五	二五	二四	二四	二五
三三六	二〇六	一八五	一九六	一九九	二八	二四	二〇	二五	二五	二五	二四	二四	二五
三三六	二〇六	一八五	一九六	一九九	二八	二四	二〇	二五	二五	二五	二四	二四	二五
三三六	二〇六	一八五	一九六	一九九	二八	二四	二〇	二五	二五	二五	二四	二四	二五
三三六	二〇六	一八五	一九六	一九九	二八	二四	二〇	二五	二五	二五	二四	二四	二五

統計

二十六



寄書

●別房留置者の減少策

東京 天狗道人

刑期満限後頼る所なき者を監獄の別房に留置し得るの規定の監獄則の改正に依て廢滅し大に留置者の數を減したるも獨り刑法附則第三十二條全第四十七條の存在するを以て該條に據て別房に留置せらるゝ者今尙は其跡を絶たす聞く所に據れり本年九月の月末の現員の實に千二百九十三人の多き居り而して該留置者の右第三十二條に係る者のみにして其十中八九の滿期の際資力なく爲めに住居地に歸着する能はざる者又の無資力且引取人なき者にして資力を得るに於ての同第三十三條に據り監視期限を待たす何時にても出房せしめ得るゝ者あり果して然らば別房留置中其得る所の工錢を貯蓄せしめて一日も早く資力

を得せしむるの道を講せり大に別房者の數を減し得へし該留置者の工錢給與方の別規定なきにより舊監獄則第五十條に據り以前の如く取扱はるへからず舊監獄則第五十條に於ての重輕罪囚の如く工錢の何分を與へ規定せずして其工錢の内より衣食費を控除し餘分の之を與ふと規定せり斯く給與額を制限を置かさりしり重輕罪囚等より其給與額を多うらしめんとするの意に出でたるに外からざるへし然るに條文の精神と實際の結果との全く其反對に出つ何とぞこれの別房に留置すべき者の勞働は堪へざる者多くして衣食費を償ふべき工錢を得る者の實に僅々寥寥殆んど其望なき者なり故を以て其衣食費すら監獄費の御厄介あるを以て監視期限間の到底出房の目途なきかり今之を例せん二十一年々末別房留置者の總員の九百八十二人にして一人前より足るの作業を爲す者の二百六十一人に過ぎず自餘の者一人前に足らざる

作業を爲す者なり又二十二年々末總員の八百十三人にして一人前に足るの作業を爲す者の僅かに百四十人自餘の六百七十二人は皆一人前に足るの作業を爲し得ざる者なり是れ衣食費の償ひ得べき工錢を得る者少きを證するに足るなり若し此の如くにして別房に留置するときは監獄費の増加を致し獨り經濟上の不利益あるを見るに止まらず官に於て之を保護を爲し一日も早く歸着する資力を得せしめんとするの精神にも適合せず甚た其不可あるを認む此留置の制度を廢せらるれば格別左もなく依然存在し置かるゝに於ては懲治人及刑事被告人として作業する者の工錢給與法と同様に其工錢を十分して其六を與へ一日も早く出房し得る道を開き間接には監獄費を減し又吏員の事務を省き一舉兩全の法を設けられんことを望む然れとも別房留置者は刑の執行に關係なきを以て監獄の管理に属すべきものにあらす只是れに居所を

與ふるに止まれは其衣食費を自辨せしむるは當然なり故に監獄費を以て當然支辨するものゝ如き事に爲すは不可なりとの説を爲す者あらんかあれども是れ或は其名を正して其實を失するものと云はんのみ假令は被監視者を監獄の別房に留置するは萬止むを得ざるに出でたるあるべきも已に刑法附則にて之を別房に留置するの規定を定めある以上は監獄管理外のものとして看過すべきものからざるへし且之れり衣食費を其工錢内より控除するものとなすも實際衣食費を償ふに足るべき工錢を得る者なく爲に監獄費の支出を要する者比々皆然り然らば從來の如く工錢内より衣食費を控除するものとするも當に其目的を達すること能はず却て豫想外の結果を見るに至るのみならず本人へも更に利益を與ふることなし事實此の如くなれば表面にて監獄費支辨とすることを避くるも裏面には其實を存するを以て寧ろ表面懲治人及び

刑事被告人の工賃給與法の如く之を改正し一舉兩全の策を講ずるの優れるに若かさるなり一言を記して敢て當局者の意見を問ふ

●警保權に就て

帝國大學撰科卒業生可兒三隆稿

夫れ警保の權たるや國家の中心より發生して而して活動し須臾も靜止するとかく國家の形勢錯綜煩雜なるに應じ其安寧秩序を警戒保持し臣民の權利自由を健全鞏固にするを以て其本務とするものかれは國家の事變に適應し其權力を行ふふ於て宜しきを得ると得ざるは則ち是れ其安寧秩序及び其權利自由に影響を及し伸縮消長せしむる最も甚しきものたり是を以て吾人は國家の諸權柄を尊重するに方て此權柄に向ひ最も貴重し其施行をして宜しきを得せしめんとを冀ひ汲々乎として已まざる所以のものは蓋し其れ之れを以ての故あらずや

ては充分に完結したるものよはあらずや然れば又た「ぶらつくすとん」氏の警保を意味するか如くせば如何其意義を觀察されば即ち國家の適當なる規律及び其命令によりて國家に隸屬する各己人は其一般の行狀も就て恰も能く齊へられ治められたる家屬の各私人の如く禮儀作法の規矩を順奉し他人に對するにも好意を以てし又た善良なる慣習に従ふへし而して其各己人は相互の位地も於けるも亦た端正に勸勉に及び相犯さるへく牽束されるものなしと警保に意義を附するに至ては其意義頗る廣裕を失したるの嫌ひなきにしもあらずやへし此組織は輒近に及て發達したるものにして穿索せらるへき事物の成立せざりし時期に於ける學者に向ひ警保を一の組織なりとし其精細なる記述辯論を望むは抑も亦た無益ならん耳  
要之するに警保權なるものは國家法律の打破せらる

此權柄の國家に於けるは如此く其れ至貴重なるを以て之れを論究せんとするには必ず先づ「ばりす」と言ひ「ばりつあい」と言ふは其れ果して如何あるものたるやを穿索するを以て緊要とすへし抑も犯罪を防制し又た探偵するにより一の整然たる組織を有する刑事法官の一部分は則ち一般に警保として了解せられ而して世上一般に用ひられたる犯罪と稱する意義に於て精密に含有せらるゝとかく國家公共の安寧秩序及び便益を實に動らす許多の義務執行は犯罪を防制し又た探偵する如き目的を有する組織を以て密着せしめられるものあり「べんたむ」氏は曰く警保あるものは一般に之れを言へば犯罪又は災害を防制するによりて預防の一組織なりとて害惡を防制し及び便益を提供するものなりと定められたり此主旨に於て「ばりす」ある言語の意義又た使用は市村に住する人民に關し其規律及び管治ある意義を含有するとし

へき危害を防制し國家の安寧秩序を警戒保持するのみならず其れを増益伸長せしむるを以て目的とし本務とするものたり且つ又た之れと同く犯罪を罰するに於て司法上の機關殊に國家刑罰を執行するの公官を補助すへきの義務をも有せざるして如此く此權の國家の事變も應じて活動するには二の方向に於て發表するものにして一方は消極的なり又た一方は積極的に向ふものなり之れを詳言すれば消極的とは則ち國家の危害を防制し其安寧秩序を警戒保持するものを言ひ積極的とは則ち國家及び臣民の安寧秩序幸福を増進せしむるものを言ふ斯くは區別すると雖ども亦た此二の運爲活動は往々相互に密接關係するところあり實際には頗る分別に困難を來すとさきにしもあらす何とされは則ち其れを保護すれば此れを増進するところあり或は此れを増進せしめんとするに至れば其れを保護せざるを得ざる場合に赴くともあるへけれ

はあり

又た此權柄なるものは國家公共の安寧秩序を其國家現在の狀況に應じて警戒保持せざるべからざるは蓋し前陳の如くかれは特別の國家權より生ずる一種の制禦權を徵するとは明白にして復た一點の疑團を懷抱すべきものなるべし是故に其權たる必ずや國家現在の狀況千變万化極りききに應じて禁止するともあり命令するともあり又往々強迫するともあり國家の他諸權柄とは相異りて頃刻片時も靜止休息するとかく國家公共の必要ある場合お臨ては其具有する所の能力を施行せずんばあるべからず是れ其活動の自由を得されば國家に其用を爲すと能はざるべし凡そ國家なるものは其れ將た如何なるものなる乎即ち一の有機活物なり之れに隸屬するの臣民も亦た同く活物あるを以て其間に隱見出沒するの事業は當さに幾何なるを知るべからず日に變し月に易するとありて

を問はず之れに背反し若くは之れを破るる如きは決して許容すべからざるものなり而して又た國家臣民一人も放任して以て利益あるの事業に少しも其權を施行せしめず干渉するを許さざるを以てせざるべからず斯く抑制して苛酷慘忍に至る如く狂奔せしめず災害を醸さしめざる是れ此權の尤も尊重すべき規矩準繩即ち大憲法と言ふも敢て不可なかるべしと信す

斯く一方は此權をして自由自在に活動を得せしめんとし已まざると同時は又た其境域外に狂奔せしめず國家臣民に災害を及さしめざるの思想を率々服膺して頃刻も忘却すべからざるは既に前述の如し而して此警保權を國法にて論究するに至り現今は大に隆盛に赴きたるか如しと言ふと雖も其講究するに及ひたるは極めて晩近のとなれば學理上及び實際上其間お或は誤謬弊害の生したるとなきとも言ひ難く動もす

復雜煩多なる其れ果して如何とや如是きの形狀に應じ活動せしめんとするものたれば其權の臨機應變以て其自由なる活動を爲さざるべからざるは則ち是れ識者を俟て而して後に知らざるべし

然りと雖ども此權の活動自由をのみ渴望して之れを放任し專横恣肆に流れ苛酷慘忍に失し遂に國家臣民に福利便益を與るにあらす却て之れを障害するに至らしむるか如き抑も亦た此權の擴張を欲する吾人の須臾も輕忽に附すべからざるものと言はざるを得ず然れば則ち其專横恣肆に流れず其區域外に奔逸せしめざらしむるには何を以て之れを能くすべし乎曰く此警保權を施行するの官吏即ち警察官たる者は國家現行の法律法規は遵奉せずんばあるべからざるは辯するまでもなく國家に於て已むを得ざる事變の生して之れに應ぜざるを得ざるべきにあらざれば則ち決て現行國家の法律法規勿論私法たる公法たる

れば輒ち此權を一方に於ては大に抑制したるとありて其本務として充分に活動し國家の事變に應ずるの區域を狹隘ならしめ而して當さに爲すべきのとも爲すべからざるに至らざる其權の微弱お陷るを憂へす其よりして生ずるの利益を冀はざるに似たりき反之して又た他方にては此れをして頗る自由自在に活動せしむるに偏倚し其權は強大無邊終には其區域外に超然踰越して其能力を及すべからざる人民各自の事業に干渉し其利益幸福を企圖増進するを意とせざるに至らしめたと往々復たるともいしむべし

予は其偏倚したる來歴の概畧を茲に論述するも敢て無益の警辯にはあらざるべしと信するか故に之れを記せんに羅馬時代のとは措て問はず中古日耳曼より始むべし其時代の警保權は其強弱如何なりし歟將た制度の如何なる形狀かりし歟其制度の如きは實に卑

賤陋劣ありし其當時の警保權は其權たる所以の用に甚た適應し難く斷然改革を施行するにあらざれば則ち遂に其弊害を救済すへからざるか如くなりし豈に中古の卑賤陋劣なる警保權の存在したる其流弊を受たりしにあらざるなきを得んや然れば其中古の警保權は如何なりし乎其當時に於けるや此權の根柢とも言へき道義の意旨は少しも國家の關係する所にあらずして教會は特別に神意の教示によりて人民日常交際の行狀は警保するの權柄を握り國家たるものは其臣民の行狀如何に於ては敢て問ふ所はあらざりし且つ中古の慣習として各親族及會社の自主獨立を企望し之れを貴重するとの甚しかりし故遂に國家公共の利益と云ふとを擲棄して民事の區域内へ侵入するを以て主とさせる此警保權を萎靡不振の境に沉淪せしめ而て其私人各親族及び各會社の漸を以て自主獨立を強大ならしめ其論越すへあらざるの域内へ侵入

せしめ隨て此權は私人の爲に其能力を自由自在におすることを得ざるの狀勢に赴きたりしの中古の未に及ては前者と相表裏するの現像を呈露するとどあり且つ弊害を醸成するの不幸を破むるにこそ至りける其時又當ては前と相反對し國家の權威頗る強大とあり各私人各親族及び各會社の權利自由を制禦するを得るに至りたるを以て國家臣民の公利公益を増益伸長せしめんとして却て臣民の區域内に侵蝕し國家の當然關係すへからざる事即ち人民日常の行狀衣食住の制度及び工商業其他百般諸業の方法等に至るまで其能力を及し干渉して人民の自由權を牽束し警保官をして動もすれの輒ち不正にして行ふへからざるの行爲を專横忌憚なく爲さしめ而して其利益を障害するに及ひたりぬ然るに此形勢又た變遷して警保官を束縛し此官の職分として爲すへき國家の安寧秩序を増益伸長せしむるに從事せしめず難た國家及び臣民の

安寧幸福を保護するまでと縮小ならしめたるが如きは即ち其權を自由ならしめんと欲し或は抑制せんと

らん哉

雜錄

●夜間の巡警には靴を忌む

由是觀之れは此權の屈伸強弱其中正を得難きは无に此の如し其是中正を達し得るの難きは豈に此れのみに止まらんや天下の事物皆然り偏せず倚せず公平中正の地位を達する至艱至難其れ幾何なるを知るへからず而て此權の本然具有する能力を公平中正に活動せしめ國家臣民の安寧幸福を警戒保護するのみならず且つ之れを増益但長するに歸せしめざるへからざるは最も是れ誰の責任そや嗚呼斯學を講究するものは心を用ひ屹々として已ますんはあるへりらざるは茲に喋々たるを要せざるへし又た至貴自重ある此權を掌握し國家の事變不應し之れを實行するの諸士豈に黽勉せずして可からん哉豈に復た慎ますして可からん哉

在監人の陰謀を圖り破獄脱監等を爲すは多く夜間にあることは事實を徴して明のなり且因情を知るは夜間在監人相互の談話を側聞するを以て最良とす故に夜間の巡警の最も慎重且嚴重にせざるへりざるの今更喋々を要せざる事なりら其巡警方法如何に依りて其効果をを得る能はざる憾あり假令に夜間更闔けて人靜まり四隣寂寥を感ずるの時に際せし少しの音響おもても能く響きあたりて聴き得ることの出来るものなれは夜間靴を穿ちて監房を巡視せし在監人の必ら先づ其靴聲を聞きて巡視なるを知り會々格子を傷り床を切り逃走の豫備を爲しつゝある者も互に相警め吏員の監房前に來らざるに先たちて其手を止め寐

れる風を爲して更に低聲耳語する者だもなく假面を  
 粧ふて吏員を瞞着欺騙し置き靴聲の遠く去りたるを  
 待ち受けて再び談話を始め又の前の悪事に取掛り吏  
 員の他房を巡視しつゝある間に首尾能く之を仕遂け  
 又の破獄逃走を爲し得るなり又其逃走の如きも暫ら  
 く時間を経て始めて發覺することなしとせず是れ巡  
 警の方法宜しを得ざるの致す所なるへし尤在監人の  
 破獄逃走を爲すは風雨強き夜を以て最も多しとすれ  
 の論者の靴聲の有無に關せずと云ふん然れとも如  
 此夜に在つての靴聲を聞き得たる監房に在る者より  
 隣房に相圖し甲傳へ乙通して一棟内爲めに巡警しつ  
 ゝあることを知らざるものなきに至り互に相警めて  
 緘黙控手し悪事の發覺を豫防す其相圖の巧みなるの  
 殆んと吾人輩の豫想外に出つ察せずんあるへから  
 す要するに看守には自から人員の定限あり各監房に  
 配付し置くことは實際爲し能はざるへし必ずや一人  
 手段に至つての當局者に於て充分講究改良して更に間

若くは二人にて若干房を受持たざるを得されの間斷  
 なく其受持に係る各房を巡警して戒護を怠らざるよ  
 り外術なきなり  
 果して數房を巡警するものとせば甲房を巡視すると  
 きに同時に乙丙房を巡視する能はず故に乙丙房にあ  
 る者に間隙を與ふる道理なり在監人にして此間隙  
 あるを知るに於て自然間隙を惡謀に利用するの情  
 念を生せん是れそ大事を引起すの端緒なり故に巡警  
 の在監人をして之を悟らしめす神出鬼没在監人をし  
 て間隙あるを知らしめすして惡念を斷たしむるを以  
 て最上とし之を知らしむるも間斷なく巡警し好し間  
 隙あるも極て瞬間にして其間隙を利用せしむること  
 能はざらしむるを其次とし又時刻を定めて巡警し其  
 度數に制限を附するに至るの最下とす而して在監人  
 をして何頃巡警せるかを悟らしめざるに夜間に限  
 り巡警者お草鞋を穿たしむるを以て最良とす其方法  
 いせい屋共罷下り此町へ移り候者多く有之候一兩年  
 遅く町作を候間新町とも申からはし候

然する所なきに至りたるは信して疑はざる所なれど  
 も尙得注意を促さんと欲して茲に一言す

●徳川時代風 俗警察の内 新吉原由緒(承前)

江戸町一丁目

右江戸町と名付候事は御一統の後初て開基仕候けい  
 せい町故御江戸御繁昌に隨ひ此町も餘慶奉榮候故に  
 と祝申候て江戸町と名付候最初柳町に罷在候者共當  
 町へ集り申候名主甚右衛門儀も當町に罷在候

同二丁目

右二丁目ハ鎌倉河岸に罷在候者共此町へ移り申候

京町一丁目

右京町は麴町に罷在候けいせい屋共引越申候皆々京  
 都より參り候者共に候間京町と名付申候

同二丁目

右は御當地御繁昌お付吉原町開基之由を承上方之け

右角町は京橋之角町よりけいせい屋共拾人斗引越申  
 候故直に角町と名付申候但寛永三年丙子年中に町出  
 來申候

角町

一明歴三年申十月九日石谷將監様御奉行職之節吉原  
 町之年寄共を御召被遊只今迄之場所御用地に付屋  
 敷替被爲仰付候間急度御請可申上候但代地之儀は  
 淺草寺之後日本堤之邊敷本所の内敷兩所之内おて  
 可被爲仰付候間勝手次第御願可申上旨被仰渡候年  
 寄共申上候は四拾餘年罷在候所を遠方へ罷越候段  
 何其迷惑至極に奉存候と申上候へとも不相叶候故  
 罷歸相談仕候處日本堤之方可然相極り其通重て御  
 願申上候其節石谷將監様神尾備前守様被仰渡候は  
 吉原町之儀遠方へ被遣候に付其代りとして所徳あ

また被下置候難有可奉存旨被仰渡候只今迄は二町四方之場所代地にて五割増二町に三町之場所被下置候事

一唯今迄晝斗商賣仕候所自今晝夜之商賣御免被遊候事

一御引料として御金壹萬五百兩被下置候但小間一間に付金拾四兩かるべし

一御町中に二百軒餘有之候風呂屋悉く御潰し被遊候事

此儀ハ風呂屋共髪洗女と名付吉原町のけいせいにとらざる遊女を抱置晝夜商賣仕候に付悉く御停止に被爲仰付候

一遠方へ被遊候に付出火之節跡火消等之町役御免被遊被下候

一同年十一月廿七日淺草御藏へ吉原町年寄共並月行事參り御金頂戴罷歸り候

之内商賣仕候六月十五日十六日鳥越山谷村今戸邊

之借宅へ悉く引越申候同八月初に普請出來いたし新吉原にて商賣仕候

一日本堤より吉原大門口迄五拾間程有之候間五拾間道と申候土手より大門之方に下り候坂を衣紋坂と申候是ハ吉原町に參候客此邊にて多ハゑもんをかいつくろひ候故衣紋坂と名付申候最初繩張之節大門より土手迄直道を付候得共備前守様御差圖より道を三曲に作り申候

一新吉原江戸町一丁目同二丁目京町一丁目同二丁目角町此五町の元吉原より有來候町の名にて御座候

揚屋町

右揚屋町之儀者元吉原にて此町之名無御座候五町中に二軒三軒宛揚屋共能在新吉原に移り申候て場所廣く成候間揚屋共を一所に集め揚屋町取立申候依之當町之儀ハ五町之差圖を請町役所相勸申候

一吉原町之者共御願申上候ハ當年之儀は何卒其通りに罷有明年三月中迄に引越申度由御訴訟申上候得ハ其通被仰付候

一明曆三年酉正月十八日本郷本明寺より出火之節江戸中類焼いたし候節吉原町之儀も悉く致焼失候依之其節御奉行所様被召出此度之大火に付取替之儀追て可被仰付候間其間小屋掛いたし商賣可仕由被仰渡候間小屋懸商賣仕候

一同年四月石谷將監様神尾備前守様曾根源左衛門様日本堤に御越被遊新吉原之場所御見分被遊候

一同年六月始御奉行所様に被召出當月中に悉く代地に引越可申由被仰渡候但し屋作普請之間代地之近邊今戸村山谷村鳥越にて致借宅商賣仕候儀ハ勝手次第たるべき由是又被仰渡尤右之場所百姓とも方にも其通り被仰渡被下候宿賃等之儀ハ相對に可仕由也然る間右之場所にて百姓之家を借り家作出來

堺町

右堺町之儀ハ新吉原に引越寛文八年申三月中江戸町二丁目名主町人共御訴訟申上候面々之居屋敷之内を切り新道に作り堺町と名付申候此時分端々之賣女御詮議御座候て端々に罷在候茶屋遊女持共吉原町に詮言仕候間其段御訴訟申上候得者御慈悲を以て御免被遊候に付毎度御訴申上茶屋遊女持とも惣て七十餘人方々より吉原に入込申候依之右之新道を作り右之者共に借宅致たさせ申候

伏見町

右伏見町之儀も堺町を取立候節同時に新道に作り伏見町と名付申候其頃江戸町二丁目之年寄共多くハ伏見堺之者有之候故右之新吉原町古郷之名を付申候一元吉原大門口にも端々之遊女御制禁之御高札有之新吉原へ引越候ても大門口ハ御高札を御建被下候其後元錄七年戌の十一月川口攝津守様能勢出雲守

様御奉行職の節御高札建被遊被下候

御文言之覺

一此已前より制禁の通江戸町々端々に若し遊女びいた懸置候ハハ早々番所に可申出候身の儘にかし可遣もの也

十一月

一何者に依らず馬乗物醫師の外一切可爲無用附鎗長刀門内は堅可爲停止者也

御檢視

大久保彦左衛門殿

同

中島長右衛門殿

正徳元年七月十一日御高札御建替

御文言之覺

一前々より制禁のこどく江戸町中端々よ至迄遊女之數懸置へからず若違犯之輩あらば其所之名主五人

里柳十之進殿

御傍示抗御文言之覺

從是南之方土手之上御町方附

南方

從是北之方御代官所附

北方

一右御傍示抗柄損し候間享保三年戌六月七日御建替被下候

御檢便

長崎藤七郎殿

同

平野武左衛門殿

御建替御文言之覺

從是南方 土手馬踏なだれ共新吉原町附

從是北方 土手馬踏今戸村附

從是南方 なだれ今戸村附  
馬踏新吉原町附

從是北方 馬踏なだれ共に今戸村附

日本提御傍示杭より聖天町木戸際迄長京間三百八十

組地主共曲事たるへきもの也

一醫師之外何者によらず乗物一切無用たるへし

附餘長刀門内之堅停止たるへきもの也

御檢使

永井藤八郎殿

同

青柳儀右衛門殿

一保田越前守様御奉行職之節元録十五年午二月十五日日本堤之上御町方と御代官所之御傍示抗始て御

建被下候

御檢使

中田平右衛門殿

同

太田吉右衛門殿

今井九郎右衛門様御手代衆

出水臺右衛門殿

五間二尺也北之方三之輪町迄長四百間餘都合拾三町

餘新吉原大門口より水道尻迄京間百三十五間同横幅

京間百八十間餘同惣坪數都合二万七百六十七坪

元和三巳年傾城町之場所被下置明曆二申年迄四十年

明曆三百年日本提に引越享保十巳年迄六十九年

年數合百九年

右吉原開基之次第甚右衛門方より相傳候日記共燒失仕候故月日不分明候私親共心覺とて書記置或ハ常々語り傳候趣大概右之通ハ御座候以上

新吉原江戸町

名主

又左衛門

庄司甚右衛門

甚右衛門倅

甚之丞

甚之丞倅

前又左衛門  
又左衛門侍  
當名主  
又左衛門

新吉原町大門口外  
五十間道之儀申上る書付  
長濱町元右衛門店  
八郎兵衛

此者相願候ハ新吉原大門口外五十間道兩側水茶屋商賣人二十二間程御座候同所北之方に幅三間餘之堀留溝並堤際ニ空地も御座候右五十間兩側共に公儀地に御座候右之地面拜借仕度候左候ハ下谷通り新町之橋一ヶ所新島越橋一ヶ所新規直し修覆等共ニ永く引請仕立可申候且又五十間道より東方四町程之間日本堤道惡敷成候ハ永々至普請自然満水之時分ハ人足差出防可申旨相願申候右之通りに付新吉原町名主共方吟味仕候處只今之新吉原町明曆年中江戸町より

二月

大岡越前守  
諏訪美濃守

△下け札

下谷通新町橋 長六間幅二間一尺

此橋新規に仕候は、金四十兩程相懸可申候

新島越町之橋 長六間幅三間

此橋新規仕候は、金六十兩程相掛可申候

○下け札

此地代金一ヶ年金五十二兩余程新吉原町に請取候由御座候

右書付未二月廿四日繪圖共和泉殿に上げ候處即日此願無取上旨可申渡旨和泉殿江被仰聞候(完)

●看守訓授用ノ材料ニ擬スル試作(承前)

第二禮式ニ關スル事 門外漢稿

秩序ハ監獄管理上ノ大本ナリ監獄ニシテ秩序整然ヲラサレハ規律擧張セズ規律擧張セサレハ号令嚴肅ナ

所替被仰付候節五十間道御附被下此外右道を狹して南北に幅五間之惣堀有之當時茶屋二十二軒御座候此茶屋之儀吉原町所替被仰付候節大門口爲用分相願致家作右茶屋地代之儀は吉原町に致助成日本堤長六町半余毎年地頭普請並土手之上拾ヶ所之番屋修覆等之諸入用に致來候唯今右之所外之者に被下置候ては迷或仕候旨新吉原町名主共申之候然共右五十間道取替之節御附候儀名主共口上迄にて何にても書物無之證據御座候年久敷儀故町年寄共方にも扣も相見不申候大門外之儀に御座候得バ新吉原町より強て申分は難立候間願之通八郎兵衛へ被仰付二ヶ所之橋永々引請させ可申哉又は右茶屋地代金少々△之儀御座候共自今公議に取上可申哉併數〇拾年新吉原町に地代取之土手通諸入用に相用ひ來申候間唯今迄之通被指置願人には無取上旨可申渡候哉奉伺候則右之場所繪圖一枚奉入御覽候以上

ル能ハス號令嚴肅ナラサレハ監獄ノ整理ハ得テ望ムムヘカラサルナリ而シテ秩序ヲ保ツハ能ク上下ノ官守ヲ明カニシテ常ニ禮義心ヲ養成スルニアリ禮義ハ能ク風俗ヲ厚フストノ古人ノ金言モアリ禮義秩序維持上ニ欠クヘカラサルハ言ヲ俟タズシテ明カナリ故ニ禮式ヲ設ケテ以テ之ヲ嚴行シ自然ト禮義心ヲ養成シ能ク禮讓ノ實ヲ明カニスルハ最モ必要トスル所ナリ凡ソ下班ノ者カ其上官ニ對シテ從順禮讓ナルヘキハ普通ノ情勢且義務ナリ上官ノ下班ノ者ヲ輕侮押壓スカラサルモ亦上官ノ務ナリ監獄ノ如キ最モ秩序ヲ重クシ規律ヲ貴フ所ニ在ツテハ一層茲ニ注意セサルヘカラス殊ニ看守ハ日夜在監人ニ近接シ其一舉一動ハ在監人ノ目撃スル所トナルヲ以テ己レ先ツ禮讓ノ道ヲ盡シ方正嚴格ナル模範ヲ示シ務メテ在監人ヲシテ尊敬スヘキ行ヲ爲ス人タルコトヲ信セシメ延ビテ其裏心ヨリ吏員ヲ尊敬シ禮讓ノ道ヲ悟ルニ至ラシムル



ヲ要ス之レニ反シ上官ニ對シテ禮式ヲ行フニ當リ輕  
 蔑冷侮スルカ如キ所爲アルトキハ却テ自己ノ威嚴ヲ  
 傷ケ在監人ヲシテ己ヲ信セシムルノ念慮ヲ沮喪セシ  
 メ終ニ彼輩ノ輕侮ヲ受ケテ制御スルコト能ハサルニ  
 至ル是レ人ヲ侮辱セントシテ却テ人ニ侮辱セラル、  
 ナリ若シ一度輕侮ヲ受クルノ端緒ヲ開カハ他日之ヲ  
 回復セントスルモ得ヘカラス禮式ノ忽カセニスヘカ  
 ラサル夫レ斯ノ如シ司獄ノ局ニ當ル者慎マシソハア  
 ルヘカラス

已ニ前説ニ於テ服裝及姿勢ノ必要ヲ説ケリ服裝及姿  
 勢如何ハ形容上ノ威嚴ニ關スルコトニシテ禮式ハ行  
 爲上ニ關スルモノナリ形貌行爲ハ兩ツナカラ職務執  
 行上最モ注意スヘキ重要事ナリトス試ニ左ニ禮式ヲ  
 行フ上ニ於テ最モ注意スヘキ要點ヲ列擧スルコト左  
 ノ如シ

一禮式ヲ行フニハ姿勢ヲ正シ敬禮ヲ受クヘキ人ニ注  
 當テ敬禮ノ意ヲ表スヘシ

十下班ノ者上官ニ對シ申告ヲ爲サントスルトキハ凡  
 ツ其三步前ニ進ミ直立シテ敬禮ヲ行ヒ了テ申告ヲ  
 爲スヘシ

十一途上ニ於テ上官ニ申告セントスルコトアルニ當  
 リ敬禮ヲ行フモ歩ヲ止メスシテ進行スルトキハ下  
 班ノ者ハ上官ノ左側ニ副フテ申告シ又上官他人ト  
 談話スルトキハ之ヲ妨ケサル様ニ注意シ其談話ノ  
 終ルヲ待テ申告スヘシ

十二下班ノ者上官ノ者ト同行スルトキハ二三歩ノ後  
 ニ從フヘシ此場合ニ在ツテ上官ノ自己ニ對シ談話  
 スルキハ其左側ニ副フヲ以テ常例トシ上官ト足並  
 ノ違ハサル様注意スヘシ若シ左側ニ添フコト能ハ  
 サルキハ宜シキニ應シ其右側ニ副フモ妨ケナシ

十三下班ノ者上官ノ室内ニ入ラントスルトキハ其入  
 口ニ直立シ相當ノ禮ヲ爲シテ來意ヲ告ケ指揮ヲ待

目スヘシ

二禮式ヲ行フニハ從順遵讓ノ意ヲ表シ決シテ輕侮冷  
 遇スルカ如キ所爲アルヘカラス

三禮式ヲ行フ際ハ喫烟談笑戲謔等ヲ爲スヘカラス

四帽ヲ脱スルニハ右手ニテ其前庇ヲ摘ミ之ヲ直垂ニ  
 提クヘシ

五帶劔ヲ握ルニハ其柄ヲ握ルヘシ

六敬禮ヲ爲ストキ帶劔セサルトキハ左手ヲ垂下シ帽  
 ナ冠ヲサルトキハ双方ヲ垂下スヘシ

七職務上他人ト言語ヲ交ヘントスルトキハ相當ニ禮  
 ナ爲シ又先方ヨリ禮ヲ爲ストキハ之ニ答禮スヘシ

八見張所ニ在ルトキ上官巡視スルトキハ直立シテ敬  
 禮ヲ行フヘシ

九物品ヲ攜帶シ相當ノ敬禮ヲ行フ能ハサルトキ之ヲ  
 受クヘキ人ニ行フトキハ直立シテ之ニ注目スヘシ

若シ一手ニテ換帶スル場合ニ在ツテハ右手ヲ帽ニ  
 ツヘシ公務ヲ談スルトキハ上官ノ許可ヲ得ルニア  
 ラサレハ着席スヘカラス

十四上官ヨリ書類其他ノ物件ヲ受ケ又ハ之ヲ上官ニ  
 呈スルトキハ凡ツ其三四歩前ニ於テ敬禮ヲ行ヒ了  
 テ適宜ニ前進シ帽ヲ左腋ニ狹ミ各手ヲ以テ之ヲ受  
 ケ又ハ呈スヘシ

十五整列シタルトキ又ハ隊伍ヲ爲シテ進行スルトキ  
 ハ其指揮ヲ掌ル者ノミ相當ノ敬禮ヲ行フヘシ

十六階級ノ異ナル二人以上ノ人ニ對シ敬禮ヲ行フニ  
 ハ其最高級ノ人ニ對向スヘシ

十七上官室内ニ來ルトキハ一同椅子ヲ離レテ敬禮ス  
 ヘシ其去ルトキモ亦全シ

十八上官ニ行逢ヒ又ハ其傍ヲ通過セントスルトキハ  
 先ツ敬禮ヲ行フヘシ

十九狹隘ノ道路橋梁二廊下又ハ櫓子段等ニ於テ上官  
 ニ出會スルトキハ立止リテ敬禮シ其通過ヲ待チ又

ハ便宜立戻リ上官ヲシテ己レノ通過ヲ待チシメサ  
ル様注意スヘシ

法令註解

●法律第八十四號及勅令第二百八  
號ノ解 (承前)

抑：國家ノ禁令ハ制裁ヲ設ケテ之レカ履行ヲ謀ラサ  
ルヘカラス而シテ其履行ノ道ヲ得ルハ制裁ヲ含テ他  
ニ之レナキナリ故ニ命令ニハ必ス罰則ノ之レニ伴隨  
スルノ要アリ若シ罰則ヲ付セスシテ單ニ命令ヲ行ハ  
ント欲スルハ至難ノ業ナリ然レトモ苟モ制裁力ニ依  
テ命令ノ必行ヲ期スルノ權ハ法律ノ明文ニ依遵セサ  
ルヲ得サルモノニシテ法律以外ニ命令權ヲ執行スル  
ノ道ナキハ其明瞭ナルコトナリ

本法ハ命令ニ於テ規定スヘキ罰ノ種類ヲ禁錮ト罰金  
トニ限リ如何ナル事情アルモ此法律ヲ改正セサル限

ヲ以テ除外例ヲ設クルヲ得ヘキハ論ヲ待タス例ハ一  
ノ法律ヲ執行スル爲メノ命令ニシテ本法定ムル所ノ  
モノヨリモ一層重キ科罰ヲ必要トスルトキハ其執行  
ノ命令ニ重キ罰ヲ附スルコトヲ得ル旨ヲ其法律ニ規  
定スルハ敢テ妨アルコトナシ然レトモ此ノ如キ除外  
例ヲ設ケサル場合ニ於テハ其法律ヲ執行スル爲メニ  
發スルモノト若クハ公共ノ安寧秩序ヲ保持スル爲メ  
ニ發スルモノト又或ハ臣民ノ幸福ヲ増進スル爲メニ  
發スルモノトニ論ナク凡テノ命令ハ皆本法ノ定限内  
ニ於テ罰則ヲ設クルモノトス  
命令ハ至尊ノ大權ニ屬ス而シテ大臣以下ノ發スル命  
令ハ至尊直接ノ委任ニ由リ必スシモ法律ニ由ルヲ須  
キス既ニ命令ノ委任ニシテ必スシモ法律ニ由ラス直  
接ニ至尊ヨリ出ルモノトスルトキハ則チ此命令ニ伴  
隨スヘキ罰則モ亦法律ニ由ラスシテ直接ニ至尊ヨリ  
出ルヲ以テ適當ノモノナリト云ハサルヘカラス是レ

リハ此限界ヲ驗ユルコトヲ許サス是レ命令ノ作用ハ  
多ク行政ノ區域ニ屬シ其罰科ヲ設クルノ意ハ主トシ  
テ命令ノ履行ニアルヲ以テナリ仍ホ之ヲ詳言スレハ  
行政ノ區域内ニハ情實ノ弊浸染シ易クシテ其事情ト  
場合トニ寄り取捨増減ノ自由アリ理事者ニ於テ隨意  
手盛チナスノ嫌ナキ能ハス今法律ヲ以テ最上ノ限界  
ヲ定メ置クトキハ他日手盛チ爲サント欲スルモ立法  
機關即チ議會ノ協賛ヲ得テ法律ヲ改正シタル後ニア  
ラサレハ爲シ能ハサルヲ以テ自然ニ手盛ノ弊ヲ洗滌  
シ行政機關ノ運轉ヲシテ危險ナカラシメント欲スル  
ニ外ナラス

本法ニ於テ罰金ヲ二百圓以内禁錮チ一ケ年以下トシ  
クルハ現行法律ノ實驗ニ徵シ及法律命令將來ノ關係  
ヲ考ヘ以テ其宜シキニ從ヘルナリ今罰ノ種類程度ヲ  
定ムルコト此ノ如シト雖素ヨリ一定不更ノモノニア  
ラス特別必要ナル事物ノ發生スルニ於テハ時々法律

本法ノ命令ヲ細別セス單ニ命令ナル大綱領ヲ擧ゲタ  
ル所以ナリトス命令ノ區別ハ前ニ之ヲ述ヘリ何人ト  
雖本法規定ノ命令ヲ獨リ至尊ノ命令ノミニ止メス大  
臣以下ニ於テ發スル所ノ總テノ命令ト誤解スルモノ  
ハアラサルヘシ或ハ其況ク命令トアルカラハ各省大  
臣以下ノ命令ニモ本法ノ定限ニ達スルマテ罰則ヲ附  
スルヲ得ル者ト認ユル者アランカ其理ノ基ク所ヲ吟  
味セハ自ラ氷解スルニ至ルヘシ元來各省大臣以下ニ  
在テハ命令ヲ發スルノ權ヲ固有スル者ニアラス全ク  
至尊ノ委任ヲ待テ始テ之ヲ有スル者ナレハ本法ニ於  
テ命令ト稱シタル者チ一般ノ命令ト認ユルハ其根源  
ヲ悉サ、ルノ僻論タルヲ免レヌ要之本法ニ於テ況ク  
命令ト稱スル所以ノ者ハ命令ノ委任ノ直接ニ至尊ニ  
淵源スル憲法ノ規定ニ從ヒ此委任ノ爲メニ餘地ヲ存  
スルノ目的ニ出テタリ而シテ本法ト同時ニ公布サレ  
タル勅令第二百八號ハ實ニ此餘地ヲ充タス者ナリ

勅令第二百八號ヲ讀ム者ハ了知スルナラン各省大臣及府縣知事警視總監ニ命令發布ノ權ヲ委任シ此委任ト與ニ命令ヲ執行スルノ拮制手段即チ科罰ヲ附スルコトヲ得ルノ道ヲ得セシメタルヲ而シテ此科罰ハ各省大臣ニ在テハ二十五圓以内ノ罰金若クハ二十五日以下ノ禁錮ニシテ地方長官及警視總監ハ十圓以内ノ罰金若クハ拘留ナリトス此レハ是レ至尊直接ノ委任ニ由ル所ノ命令ヲ執行スヘキ拮制手段ニシテ各職權ノ下ニ明ニ定限ヲ置キ以テ猥ニ科罰ノ程度ヲ増加スルヲ許サス然レトモ或ル場合ニ於テ之ヲ輕重スルノ必要ヲ發生スルトキハ法律ノ範圍内ニ於テ至尊直接ノ委任ヲ以テ此程度ヲ高メルコトヲ得ルハ論ヲ待タズ今地方官ニ委任サレタル罰ノ程度ヲ按スルニ從來ノ慣行ヨリ遙ニ高貴ナルヲ見ル刑法第四百三十條ハ單ニ地方ニ於テ定メタル罰則ニ據ルト云ヘトモ其文

義ハ前數條ヲ受ケテ明ニ違警罪ノ刑ヲ指シ其他ノ輕重ハ前條ニ而シテ其拘留ノ日數ハ明ニ之ヲ掲ケサルモ刑法ノ總則ニ隨ヒ十日以下タルヘシ十日以下ノ拘留ハ從來之ヲ附シ得ル所ニシテ別ニ疑ハナケレトモ十圓ノ罰金ニ對シテハ刑法ト權衡ヲ得サルモノアリテ聊疑ノ存スルモノナキニアラス刑法ノ刑ヲ以テ論スレハ二圓ノ罰金ト十一日ノ禁錮ト並行スルヲ例トス然ルヲ本令ニハ十圓ノ罰金ト拘留ト並行セシメタリ一ハ輕罪ノ主刑ニシテ一ハ違警罪ノ主刑ナリ一ハ前科トナルノ刑ニシテ一ハ前科トナラサルノ刑ナリ何ノ故ニ斯ク權衡ヲ得サルカ如キ罰ノ程度ヲ定メタルヲ論者曰罰金ハ實ニ輕罪ナリ然レトモ是レ間刑ナリ拘留ハ實ニ違警罪ナリ然レトモ是レ直刑即チ體刑ナリ間刑ノ體刑ニ於ケル其差果シテ幾干ツヤ且刑法第二十七條ニ據レハ罰金ハ一圓ヲ一日ニ折算シテ之ヲ輕禁錮ニ換フト云ヘリ十圓ノ罰金ヲ折算シテ換フトキハ何ノ刑ニ該ルヤ仍ホ拘留ノ刑ナラスヤ則チ

罪以上ニ及ホスヘキモノニアラサルヲ以テ從前ノ慣行ハ一圓九十五錢以内ノ科料十日以下ノ拘留タリシナリ本令ハ直ニ十圓以内ノ罰金トシテ輕罪ノ範圍ニ上進セシメタリ是レトモ將來國家ノ行政益々繁難ヲ加フルト與ニ地方長官ノ責務モ亦益々多キヲ致スヘキヲ以テ其地方ノ狀況ニ應ジ斟酌量定シテ其宜キヲ制セシメソカ爲ナリ

十圓以内ノ罰金ト云ヒ拘留ト云フ之レニ對シテ豈ニ疑ナキヲ得ンヤ刑法第八條ニ曰左ニ記載シタル者ヲ以テ輕罪ノ主刑ト爲ス、一重禁錮、二輕禁錮、三罰金、其第九條ニ曰左ニ記載シタル者ヲ以テ違警罪ノ主刑ト爲ス、一拘留、二科料、而シテ禁錮ハ十一日以上罰金ハ二圓以上ヲ云ヒ拘留ハ十日以下科料ハ五錢以上一圓九十五錢以下ヲ云フコトハ載セテ刑法第二十四條以下各條ニ在リ今地方長官ニ委任サレタル罰金十圓ニシテ罰金ナルカ故ニ輕罪ノ主刑ナラサル

ヘカラス而シテ其拘留ノ日數ハ明ニ之ヲ掲ケサルモ刑法第七十一條ニモ云ハス禁錮罰金ヲ減シテ其短期十日以下寡數一圓九十五錢以下ニ及フ時ハ亦拘留科料ニ處スルヲ得ト夫レ高キ刑デスラ減刑ニ依テ拘留ト爲スコトヲ得況ヤ初メヨリ十日以下ノ刑ニ該當スヘキ罪タルモノニ於テオヤ故ニ一方ハ輕罪ノ主刑ナルニ拘ハラス其體刑ヲ拘留トシタルナリト此論或ハ正鵠ニ近カルヘキカ然レトモ管テ仄カニ之ヲ聞ク刑法ヲ改正スルトキハ今ノ科料ヲ高メテ拾圓以内トセラルヘシト果シテ斯クノ如クナレハ十圓ノ罰金ハ十圓ノ科料ト化シ十日ノ拘留ト並行スルヲ得テ復疑チ生スルコトナカルヘシ我科料ヲ泰西諸國ニ對比スルトキ餘リ卑キニ過クルカ如シ即チ獨逸ハ三十麻克(凡ソ我九圓、佛蘭西ハ三十フラン)(凡ソ我七圓五十錢)ニシテ獨逸ニ於テハ科料ノ語ナク總テ罰金ト稱ス本令モ蓋シ是等ノ諸國ニ比照シテ罰金拘留ノ刑ヲ附スルコトニナレルモノナランカ、而シテ又、一

ノ疑ヲ存スルモノアリ本令ハ地方官ニ罰金ノ刑ヲ科スルコトヲ許シテ科料ノ刑ニ及ハサルモノハ何ソヤ豈ニ科料ノ刑ヲ附スルコトヲ惜ソテ之ヲ許サ、ルノ理アラソヤ是レニハ深キ理由アルコトナラン歟トハ往々唱道スル所ナリ併シナカラ是レトモ深キ理由アリテ科料ヲ許サスト解釋スルハ僻事ナリ何ノ思慮ヲ費ヤス迄モナク既ニ科料ヲ附スルヲ得ルモノトシテ可ナリ豈ニ惜ソテ之ヲ許サスト解スルノ理アラソヤ蓋罰金ハ科料ヨリ一層重キ刑ナリ夫レサハ地方官ヲシテ十圓迄ハ許シタリ其以下ニ属スル科料即チ一圓九十五錢以下ノ刑ヲ附スルハ當然ノ事ナリ故ニ取締規則若クハ行爲規則ヲ制定スルニ方リ罰則ヲ必要トスルトキハ重キハ二圓以上十圓以下ノ罰金輕キハ一圓九十五錢以下ノ科料ニ處スルノ罰則ヲ附スルハ既ニ本令ニ於テ得タル職權ナリトス、各省大臣ニ委任サレタル罰金二十五圓以下モ亦此例ニ依リ科料ヲ

付スルヲ得ルナリ  
茲ニ疑ノ決スルヲ得サルモノアリ何ソヤ各省大臣ニ委任サレタル禁錮ノ刑是ナリ本令ハ唯禁錮トアリテ輕重ノ區別ナシ刑法第八條ヲ按スルニ輕罪ノ主刑ヲ分テ三トス重禁錮、輕禁錮、罰金はナリ然則單ニ禁錮ト稱スヘキ刑ノアルヘキ等ナシ必スヤ重禁錮若クハ輕禁錮ト爲サ、ルヘカラス今之ヲ區別セスシテ禁錮トノミ規定サレタルハ抑如何ナル理由アツテ存スルカ姑ク疑ヲ闕キ得サルナリ或曰單ニ禁錮トアリテ重輕ヲ別タサルモノハ其範圍ヲ廣フシタルモノニシテ輕重ハ各省大臣ノ撰フ所ニ一任シタルナリ故ニ各省大臣ニ於テ其制定スル所ノ罰則ヲ重クスルノ考アラハ之ヲ重禁錮トシ同日數ニテモ其輕カラソコトヲ欲セハ之ヲ輕禁錮トスルヲ得ルナリト此說或ハ本令ノ意義ヲ得タリトナスヘキ因果シテ然ハ各省大臣ニ於テ發布スル罰則ニハ必ス輕重ヲ冠ラシテ其禁錮

ノ性質ヲ明ニスヘキナリ

地方長官若クハ警視總監ニ於テ從來發布シタル諸規則ノ罰則ハ拘留科料ノ刑ニシテ違警罪ノ範圍ニ在ルモノナレハ皆違警罪即決例ニ依リ警察署ニ於テ其罪ヲ處斷セシナリ今十圓以下ノ罰金ヲ科スルコトナレリ其處斷ハ那處ニ於テ爲スヘキヤ憲法第二十四條ニ曰日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コトナシト此規定アルカラハ地方官ノ設ケタル罰則タリトモ正當裁判所ニ於テ裁判官ノ判決處斷ヲ受クヘキハ論ヲ待ダス然レトモ其下テ科料ノ刑トナルモノニ於テハ仍ホ違警罪即決例ニ依リ警察署ニ於テ警察署長若クハ其代理ノ處斷ヲ受クルコト從前ト異ナルコトナシ斯ク正當裁判所ニアラス且裁判官ニモアラサル警察署ニ於テ警部ノ處斷ヲ受クルハ或ハ憲法第二十四條ニ矛盾スルカ如ク見ユレトモ決シテ然ラス何トナレハ違警罪即決例ナルモ

ノハ警察署ニ於テ審問處罰ヲ爲スコトヲ規定シアルモ是レハ終局ノ裁判ニアラス假ニ之ヲ行政官即チ警察官ニ委シテ簡易ナル手續ニ依テ裁判ヲ爲サシムルニ過キス故ニ其裁判ニシテ不服アル者ハ一定ノ期限内ニ於テ更ニ正式ノ裁判ヲ請求スルノ權アリ固ヨリ憲法ノ正條ニ矛盾スル所アラサルナリ  
以上叙述スル所ニ於テ本法令ニ關スル理由及其疑義トモ稍明晰ナリ由テ以テ罰則ヲ制定シ若クハ之ヲ執行スルニ於テ憑據スル所アルヘシ唯恐ル名地方ニ於テ此委任ヲ奇貨トシテ左迄價直ナキ條項ニ高キ罰金ヲ科スルカ如キ衡平ヲ得サルノ規定ヲ爲スニ至ランコトナク勿論地方官ノ罰則ヲ制定スルニ當テハ深思熟考之ヲ既往ニ徵シ之ヲ將來ニ鑒ミ必要ノ程度ニ於テ罰金ノ多寡ヲ定ムルコトナレトモ從來違警罪ヲ制定スルニ隨分高キ科料ヲ附シタルモノアリ固ヨリ地方ノ狀況ニ照ラシ便宜上其科料ヲ高クシタルモノナラ



記録保存及整理ノコトハ常ニ注意チ欠カス者々之レカ秩序ヲ爲ス所ナリ從來各警察署分署ハ外部ニ属スル事務多端ナル爲メ其内部ノ事務ハ往々不整理ノ感アリシモノ甚多數ナリシ明治十八九年ノ頃ヨリ記録及文書ノ整理方警察社會ノ問題ニ入り頻リニ改良ノ説ヲ唱ヘタルヨリ大ニ舊觀ヲ一新シ各署内部ニ於ケル秩序稍其緒ニ就キ明治廿一二年ニ至テハ全ク整理ノ功ヲ收ムルノ好況ヲ呈セリ蓋警察官タルモノハ執行警察サヘ程能ク行ケハ可ナリ文筆帳簿ノ瑣事ハ俗吏ノ事ノミ苟モ法律規則ヲ執行スル者ノ能クスヘキモノニアラスト高ク構ヘテ更ニ頓着セサルノ風アリシチ或者ノ刺戟ニ由テ大ニ其非ヲ悟リ終ニ今日ノ整理ヲ見ルニ至リシナリ

帳簿ヲ編製スルニ可成簡便ナル方法ヲ撰フヲ要ス所ニ由リテハ一事目コトニ帳簿一冊ヲ製シ置クアリ故ニ帳簿ノ冊數二十餘種ニ至レルアリ斯クテハ折簡引正確ナラザレハ總索上亦大ニ不便ヲ感スヘハ折簡索引簿ナルモノハ別ニ之ヲ製シ他ノ帳簿ト混淆セサル様別ニ表色ヲ爲スヘシ編綴上注意ヲ要スルコトアリ則チ未完結ノ事件ヲ完結書類ト與ニ編了スルコト及一事件ヲ分別シテ編了スルコト是ナリ未完ノ事件ヲ編綴スルトキハ誤テ完結事件ト見認メテ他日大ナル錯誤ヲ生スルコトアリ又同一ノ事件ヲ分別シテ別所ニ編綴ススルトキハ誤テ二事件トシテ前規ヲ履ム場合ニ過謬ヲ生スヘシ尙ホ編綴上ニ就テハ仔細ニ注意シ其秩序ヲシテ整然タラシメ一件コトニ分界ヲ明ニシテ總索ノ利便ヲ計ル等ノコトハ瑣事ニ似テ瑣事ニアラス文書ヲ整理スルノ一部分ナリトス

帳簿中最注意ヲ要スヘキハ主計ニ属スルモノトス主計ノ事タル理論ヲ以テ勝タヌ場合ヲ以テ推サス唯金銀物品ノ出納及受授ヲ明瞭ニシ其員數ヲ正シ其決算

便チ貴フノ精神ニ反シアル事件ヲ索搜スルニ際シ何ノ帳簿ヲ繕閱セハ可ナルヤ之レニサヘ既ニ或チ生シ終ニ總索上ニ無益ノ手數ヲ要スルコトアリ今此總索ヲ便ニスルノ目的ヲ以テ帳簿ヲ編製スルニハ宜シク事件ヲ大別スヘシ即チ

第一 行政警察事務ニ關スル事項

第二 司法警察事務ニ關スル事項

第三 主計事務ニ關スル件

第一ノ種類ニ属スル帳簿ハ其表紙ヲ白ニシ第二ニ属スル帳簿ハ其表紙ヲ茶ニシ第三ニ属スル帳簿ハ其表紙ヲ青ニスルカ如キ各種ニ由テ其表紙ヲ區別シ置クトキハ書棚中ニ於テ一見之ヲ識別スルノ便アリテ綜索ノ際之ヲ物色スルニ甚便捷ナリ而シテ又此三種ノ中ニ就テ其目ヲ別ツトチ要ス危險、風俗、衛生、營業ノ如キヲ以テ之ヲ別ツトキハ帳簿ノ冊數ヲ減スルヲ得ヘシ帳簿ヲ編製スルニ指針ニ於テハ正確ナル依拠ヲ講査スルノ外他ニ道ナキナリ故ニ主計事務ニ属スル帳簿ノ整理ハ特ニ注意シ半葉片紙ト雖之ヲ遺棄スルカ如キコト勿ラシムヘシ

巡閱官ハ曾テ警察部ニ於テ文書ノ整理規則ヲ發布スルニ當リ潛心仔細ニ之ヲ考慮シタルコトナレハ警察署分署ニ臨ミ査閲ノ場合ニ於テハ一見シテ其整否ヲ鑒別スルヲ得ヘシ能ク之ヲ注意シテ其違法ノ者ヲ看破シ以テ文書ノ散佚ヲ防クヘシ

統計ヲ誤テ製表ト認ムルノ輩アリ何ノ意思モナク表ヲ製シテ統計ノ能事足レリトスル者アリ素ヨリ製表トテモナキニ勝ルヲ萬々ナレトモ統計ノ要ハ比照ニアリ比照ヲ爲シ得サルトキハ統計ニアラサルヘシ比照トハ何ソ物ト物ト相比シ數ト數ト相照ラスナ云フ統計學ニ就テハ本會別科講義錄ニ於テ吳文聰君ノ講述ヲ載セタリ故ニ茲ニハ之ヲ說カス唯恐ル巡閱官ニ

於テモ表數サヘ多クアレハ統計ノ上乘トナシ統計ノ精神チ外ニ看過セラレノコトヲ

飛譯

●普國ハンブルヒ市巡查採用規則

第一章

第一條 凡ソ巡查試補タル者ハ卑クトモ陸海軍下士ニシテ九年ノ現役ニ服シ身幹ハ少クトモ壹「メートル」七十「サンチメートル」以上年齢ハ三十五年以下トシ身体健康且ツ採用スヘキ官署ノ醫師ノ診斷ヲ受ケサル可カラズ

第二條 凡ソ試補タル者ハ其本官ニ登用サレタルトキニ要スル適當ノ容貌ヲ必要トシ行爲伶俐ニシテ讀書作文チナシ且ツ品行證明書ヲ要ス

第三條 凡ソ試補タル者ハ使用ニ耐ユヘキ懷中時計ヲ有シ善ク之ヲ保持スヘキモノトシ且ツ法律規則ハ假令改正アルモ之レヲ遵奉セサル可カラズ又千八百八十四年一月七日ノ非法官懲戒令ニ適從スルモノトス

第八條 試補ノ修業期限ハ六ヶ月間トス右六ヶ月間ハ何時タリトモ容易ニ試補ヲ免スルハ官署ノ任意ナリトス又試補ニ任ツテハ半月前即チ十五日或ハ毎月末日ニ退官ノ届書ヲ差出シ其十五日ニ係ル分ハ末日ニ其末日ニ係ル分ハ翌月十五日ニ退官スルハ試補ノ隨意タルヘシ

第九條 修身登用ハ修業期限中好結果ノ成跡ヲ得タル後チニ依ル

第十條 登用ノ前ニ於テ試補ハ負債ナキ旨ノ證明書ヲ差出スヘシ若シ右證明書ノ不正タルヲ發見セラレタルトキハ直ニ退官ヲ命セラル、モノトス

第十一條 巡查ノ終身登用確定セルトキハ恩給金收得權所有タルノ官吏トス

第四條 凡ソ試補タル者ハ確タル任命アリタル場合ニ於テハ直チニ警察官吏療病積立金及モ吊慰積立金組合ニ加盟センカ爲メ「ハンブルヒ」州恩給金庫ニ加入スルノ義務アルモノトス

第五條 凡ソ試補タルモノハ巡查ト同シク内職ヲナスヲ得ス

第六條 凡ソ試補タル者ハ巡查ト同シク長靴ヲ除外事務服ハ悉トク官給トシ退官ノ際ハ之レヲ返納スヘシ長靴ハ試補ノ所有ニ歸ス但シ長靴ヲ穿用スル定期未タ滿タサルニ於テ退官スル場合アルトキハ其殘余ノ期日ニ相當スル代價ヲ辨償シ之レヲ所有スルヲ得

退官ニ際シ事務服ノ一部欠損スルニ於テハ其一部新調ノ代價ヲ償フヘシ又事務服ノ一部已ニ着用スヘカラサル損狀ナルモ亦同シ

第七條 試補ハ巡查ノ修業期限中見行若クハ將來マ第十二條 巡查ノ年俸ハ修業期限ト雖モ千二百マルクトシ毎月々末ニ之ヲ支給スヘシ(一「マルク」ハ凡ソ我カ三十錢ニ當ル)

第十三條 巡查ハ一等巡查或ハ下士試補欠員アルニ於テハ之レニ昇ルヲ得而シテ一等巡查ニハ千三百「マルク」ノ年俸ヲ給シ下士試補ニハ千五百乃至二千二百五十「マルク」ノ年俸ヲ給ス

第十四條 巡查ハ李王國及ヒ獨逸帝國官衙ノ属官任命定則第一章ノ規定ニ從ヒ軍人身分證明書ヲ保有スヘシ

第二章

第一條 余ハ左ノ件々チ上帝ニ盟フ即チ余ノ勤ムヘキ職務ハ忠實、謹慎、良心ニシテ且ツ賄賂ヲ收メス恐怖心ヲ懷カス各事務ノ關係ニ拘ハラス努メテ微力ヲ盡シ堅ク諸規則及ヒ訓令ヲ遵守シ職務ニ執掌シ且ツ長官及ヒ他ノ上官ニ誠實ナル從順ヲ表スハ

勿論長官ノ特許ヲ得スシテ事務執行上ニ付キ贈物ヲ受ケス又謝禮ヲ受ケサル旨ヲ誓フ

上帝故ニ能ク余ヲ助ケヨ

第二條 左記ノ行狀ヲ表スルハ必ス各警官ニ於テ免ル可カラサルモノトス

忠直、從順、誠實、質素、人民ニ對シ穩和鄭重ノ行爲ヲ表シ收賄セス恐怖セス公私ノ執務ニ對シ名譽ノ行狀ヲ博クスル事

第三章

警察廳ヲ分ツテ左ノ十局トス

第一局 (甲) 保安警察

諸車、政党、度量、裁判所ニ關スル監督、劇場、寄席、唱歌場、日曜業ノ秩序保維

第一局 (乙)

諸車ニ番號ヲ附スルコト 市場、行商、宿屋、營業時間、市冲音楽、娯物、竊盜、埋葬、負傷者摩シキハ其代理者タリ

一 警視官「カルセン」氏第四局長ナリ又第四局員ハ警察尉官警察下士、下士試補一等ノ巡查ナリ

又其他臨時ニ命令ノ何タルヲ問ハス之レヲ執行スルコト委任ヲ受ケタル巡查ハ委任期限中ニ於テハ直接ノ長ト認ムヘシ

又其他ノ局長並ニ其他ノ警視官、委員、士官、下士、下士試補ハ悉ク巡查ノ長トス

各區委員ハ第四局トノ事務交渉ニ在ツテハ同局ノ長官ニ從ヒ其指揮ヲ受クヘシ

各區署ト第四局トノ關係ハ各區署ニ對スル訓令第十五章ニ規定ス又各區委員ハ下士、下士試補一等巡查及巡查ノ直接ノ長トス但シ右下士、下士試補

一等巡查及巡查ハ其所属區内ニ於テ職務ニ從事スルモノニ限ル

取締 第二局 (甲) 刑事 重罪

第二局 (乙)

輕罪、政治警察

第三局 風俗警察

第四局 道路警察

第五局 雇人警察

第六局 外國人警察

第七局 營業警察

第八局 港警察

第九局 會計

第十局 文書ノ事務、鑑札、出版ニ關スル取締

第四章

警察長ハハツハマン博士ナリ其他ノ上官ハ在リ如シ

下官ハ長官ノ命令ヲ言語形容ニ頼リ之レヲ厭フノ

狀ヲ顯ハスコトナク正實ニ其命令ヲ實行スヘシ又假令其命令ハ不用タルコト信スト雖モ之レヲ實行スルニ躊躇ス可カラス其命令ヲ出タセシ長官ハ之レ

カ適否ニ對シ責任ヲ帶フヘキモノニシテ其下官タル者ハ之レヲ執行スルモ決シテ過失アラサルヘシ又前上官ノ命令ト後上官ノ命令ト矛盾スルトキハ

適當ノ方法ニ依リ最近ノ命令ヲ出シタル上官ニ其矛盾ノ件ヲ報告シ新長官ノ命令ヲ實行スヘキヤ否ヤノ命ヲ待ツヘシ總テ命令ハ最近ノ命令ヲ有効ト

シ現在セル長官ヨリ出セル命令ハ第一着ニ實行スヘキモノトス若シ又下官ニアツテ命令ヲ正サニ理解スル能ハサルトキハ速カニ之レカ説明ヲ請求スヘシ

命令ヲ實行スル場合ニ於テ其全部或ハ一部實行ス



可カラサルコトヲ認識スルトキハ下官ハ必ス委任ノ精神ヲ以テ事務實行上ノ最良法ト顯ハル、モノ、ミチ執行ス然リト雖モ此場合ニ於テハ速カニ當該長官ニ其旨ノ報告ヲナスヘシ

第六章

下官ハ事務ノ内外ヲ問ハス官服或ハ私服ヲ着用シタルトキニ拘ハラス長官ニ向ツテハ相當ノ禮式ヲナシ尊敬ヲ表スルノミナラス尙ホ且ツ長官ニ會合スルトキハ總テ適切ノ行狀ヲ表シ以テ敬禮ヲ行フヘシ

第七章

下官ハ長官ニ對シ相當ノ尊敬ヲ表スヘシ右禮式ハ獨逸軍隊ト同一ニシテ之レジ分ツコト左ノ如シ

- 一 最敬禮
- 二 敬禮(右手ヲ帽ニ加フルコト)
- 三 姿容ヲ正フシ經過スルコト

四 長官ニ面シ直立スルコト

トキモ亦同シ又長官ヨリ談話スル場合ニ於テハ必ス姿容ヲ正シ靜カニ直立シテ之レヲ謹聽スヘシ又長官事務室ニ來タルトキハ先ツ之レヲ認ムル者注意ヲナスヘシ而シテ詰員ノ命令ノアルマテハ靜カニ直立スヘシ

長官私場或ハ公場ニ臨ムトキハ其場ニ現在ノ下官ハ席ヲ立テ敬禮ヲ行フヘシ之レニ反シ下官入場スルキハ直立シテ敬禮ヲ行フヘシ巡查同等級ノ者ハ互ニ同僚間ノ禮ヲ行フヘシ (以下闕出)

●監獄立理 英國 ハーバート、スメンサー述 (第六號の續き)

此の二派の所論は、各々憑據する所ありて、相當の價値あるものおれば、共に至論と謂はざるを得ず、故を以て單に一方のみを採りて、他の一方を排するは、誤謬の最も大なるものと謂はざるを得ざるあり、宜しく二者共に之れを採用し、相互に檢束節制せ

一 左ノ人員ニ對シテハ最敬禮ヲ行フヘシ

- 一 上議院議員
- 一 參事員「ホン、クラウセヴヰツフ」
- 一 警視官「カルセン」

二 左ノ人員ニ對シテハ敬禮ヲナスヘシ

- 一 他ノ警視官
- 一 警察尉官、警察使、其他下士、下士試補、一等巡查
- 一 消防士官、同機關士

長官ニハ官服或ハ私服ヲ着用スルニ拘ハラス必ス禮式ヲ行フヘシ下官ハ私服ヲ着用スルトキハ脱帽ノ禮ヲ行フ又著シキ包ミチ所持スルトキハ姿容ヲ正フシ謹テ長官ニ注目シテ經過スヘシ傳令上ノ物件ハ右包ミト看做スコトヲ得ス

下官ハ直立若クハ着席スルトキハ姿容ヲ正フスヘシ以て其場ニ事物の進否を察し、其の標準を身にしひべきなり、蓋し日進の文明あるもの、之れを要するに新舊の事物思想の和諧調整するに過ぎざれば、凡そ社會の事物の改進を圖らんには、先づ其の理想に涉るものと、實地を施し得べきものとを甄別し、斷へす此の二者をして熟和混淆せしめて、以て其の間ニ適正の權衡を保たしめざるへからず、他語以て之れを言へば、吾人の常に此の二個の原素に注目し、以て改進の大目的に向はざるを得ず

若し夫れ純正道義あるもの、事物の系統を指示するや、至善に過ぎ、未だ現在するか如き人類に施すべからずと云ふを以て、正論なりとせば、彼の便宜あるものも復事物の改進を圖る所以に非らずとの論も亦真理を外つれたりと謂ふべからざるもの、如し、其の故何とされ、抑も便宜は能く節制を純正道義に加へ、之れをして架空理想的の痴愚に陥らしめざ

るの防碍たると同時ニ純正道義も又能く刺撃を便宜に與へ、以て之れをして事物改進の主動者たらしむるを以てあり

是故に吾人か今日主として研究を要する所は、如何なるものか相對的に適正あるかに在りと雖とも、然れとも之れを研究して確定せんには、如何なるもの絕對的ニ適正なるか、先づ之れを確定するを要す、蓋し絕對的の適正は本にして、相對的の適正は末かれは、一の思想ハ他の思想に先たゝざるを得されはあり、尙や之れを詳言すれば、吾人の常々目的とする所は唯當時に在りて最も適正あるものに在りと雖とも、然るも吾人と絕對的に最も適正あるものに留意し、敢て苟くも之れを遺忘せしむらざるあり、是れ吾人の作爲する變改更革をして常に絕對的の適正に向はして、益々之れに近邁せんことを庶幾するが爲めにして、敢て之れより遠隔せざらんこと

を欲すればあり、絕對的の適正は今日に在りては、唯期すべくして望むべからざるのみならず、將來に於けると雖とも、尙は永く之れに到達するを得ざるへし、然れども吾人は常に之れに注目し、之れを以て吾人の行爲に對する案識と爲すへし、然らずんば吾人は全く反對したる方向に於て徘徊するの不幸を免かれざらんとす

(未完)

●警察監獄學會々費並本別科講義錄雜誌代金不明瞭ノ旨ヲ以テ御問合相成候諸君不少候間左ニ掲載致置候付御精算相成度候

●年末會計整理ノ都合有之候間是迄延滞ノ會費本科講義錄及雜誌代金共本月廿五日ヲ期シ御拂込相成度此段特ニ廣告ス

明治二十三年十二月

警察監獄學會 書 記  
別科講義錄發行人 磯村松元

警察監獄學會甲種會員會費	一ヶ月	金二拾五錢
同上乙種會員會費	同	金拾二錢五厘
本科講義錄ノ購讀者	一部	金八錢(無送料)
雜誌同	同	金六錢(同上)
別科講義錄同	同	金八錢五厘(同上)
警察監獄學會々員中別科講義錄購讀者	同	金六錢五厘(同上)

可認省信速

豫約申込日限延期廣告

小河滋次郎君編著

○日本監獄法講義

本書豫約日限ハ本月二十日ニ有之候處廣告書配布ノ日限豫約期日ニ切迫致居候間遠隔ノ地方等ニ在テハ各員御申合ノ猶豫モ無之程ニテ爲メニ豫約減價ノ主旨モ貫徹不致甚遺憾ノ事ニ有之就テハ來ル十二月十日迄ニ御申込有之向ハ豫約期限内ト看做シ豫約正價又ハ割引法ニ依リ御需用ニ應スヘク抑本書ハ東京及各地方獄務教習所教科參考書トシテ提携セラルヘキ良書ニ付獄務ニ従事セラル、諸君ハ必ス其一本ヲ購求セラレタシ尤出版期日ノ義ハ廣告ノ通出來揚リ候間豫約申込ノ順次ニ

依リ御送本可致候

右廣告ス

明治二十三年十一月十八日

版權登錄

日本監獄法講義

出版部

明治二十三年十二月一日印刷  
明治二十三年十二月十二日出版

東京四谷區荒木町廿二番地

發行人 近藤 劍二郎

東京本郷區天神町三丁目一番地

印刷人 丹羽 百次郎

發行所

警察監獄學會

東京四谷區荒木町二十二番地